

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和6年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和6年12月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質 問 者 氏 名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	長谷川 公 成 (16)	1. 横断歩道の再設置について 県道福岡日田線通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道が鷺田橋の架け替え工事後に撤去され、そのままになっている。地元の方々からは不便になり危険性が高くなったとの声があり、再設置の要望がある。撤去理由と再設置についての見解を伺う。 2. スクールカウンセラーの増員について 現在、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるためには児童生徒か保護者による事前予約が必要で、各小中学校には週1回数時間の滞在となっている。予約の状況によってはカウンセリングが数週間先となる場合もあると聞く。 コロナ禍以降、不登校児童生徒が増加傾向にある中、スクールカウンセラーの増員が必要と考えるが見解を伺う。 3. 施政方針の進捗状況について (1) コミュニティ食堂の新規開設数等進捗状況を伺う。 (2) スケートボードパークの進捗状況を伺う。
2	徳 永 洋 介 (8)	1. 本市の地域猫活動について 福岡県は人と猫が共生する地域を目指して地域猫活動ガイドラインを作成し、地域猫活動の進め方を示している。本市における地域猫活動の現状と課題について伺う。
3	木 村 彰 人 (7)	1. 指定管理者制度による適正な公共施設の管理について 令和7年度末に指定管理期間が終了する太宰府市総合体育館及び太宰府史跡水辺公園（市民プール）の施設管理に関して、次期の施設管理に向けた手続きが始まることから3点伺う。 (1) 両施設の現状の管理状況について (2) 施設の維持補修の状況と、精算返納金について (3) 次期の指定管理者の募集方法について 2. 第3期総合戦略は期限までに策定できるのか

		市政運営の指針となる総合戦略は、現行の第2期総合戦略が今年度末に期限を迎える。そこで、現在策定中の第3期総合戦略に関して2点伺う。 (1) 第3期総合戦略の策定の進捗状況について (2) 第3期総合戦略の策定プロセスと市民参加の方法について
4	神 武 綾 (13)	1. 人権センターについて 太宰府市人権センター条例に、人権センターの施設として南隣保館、南児童館、南体育館を設置するとある。利用の現状と今後の活用について2点伺う。 (1) 全市民対象利用施設に変えていくべきと考えるが市の考えは。 (2) 施設の老朽化対策について 2. オスプレイ飛行について 去る11月14日、米海軍の輸送機オスプレイが福岡空港離陸後、太宰府市上空を通過したとされている。九州防衛局から事前情報はあったのか、またその後の経過について伺う。 3. 学童保育所の指定管理者の指定について 指定管理事業者が選定された経過について、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインに沿って3点伺う。 (1) 選定委員会について (2) 募集要項について (3) 事業報告書について 4. 高齢者の聞こえの保障について 補聴器の購入の助成を求める声が寄せられている。購入費助成制度導入について、市の考えを伺う。
5	原 田 久美子 (12)	1. 市内の交差点等の整備について 市内交差点等の整備について、これまで幾度となく質問を行ってきた。平成25年9月の定例会では五条交差点における右折矢印信号機の設置、スクランブル交差点の導入を要望したが、設置はできない、導入は難しいとのことであった。そこで、改めて各交差点等の整備について5点伺う。 (1) 五条交差点へのスクランブル交差点の導入、右折矢印信号機の設置について (2) 観世音寺前交差点への半感应式信号機の設置について (3) 国分寺前交差点への時差式信号機、スクランブル交差点の導入、矢印信号機等の設置について (4) 宰都二丁目ケアハウス同朋入口交差点の整備について

		(5) 国道3号高雄交差点の太宰府高校方面からの青信号時間の延長について 2. 市庁舎の整備について 太宰府市は昭和57年4月の市制施行後、現在の庁舎ができて約40年が経過している。そこで、市庁舎の整備について2点伺う。 (1) 庁舎内女性用トイレの増設について (2) 庁舎前の駐車場は出入口が1箇所である。入口、出口の専用口ができないか。
6	陶 山 良 尚 (14)	1. ヤングケアラーへの支援について 本年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正された。今回の改正でヤングケアラーは国、地方公共団体が各種支援に努めるべき対象として明記された。 市区町村の役割として、18歳以上の若者にも切れ目ない支援を行うための体制を整備することが明確化された。 この改正を受け、本市における今後のヤングケアラーへの支援のあり方について伺う。
7	森 田 正 嗣 (4)	1. 社会福祉協議会の福祉バス利用について 社会福祉協議会の福祉バスについては、老人会やボランティア団体などが研修やバスハイク等に利用している。しかし、近時、予約申し込みをしても取れないケースが出ており、企画をあきらめる自治会や老人会もあると聞く。特に出歩くことの少ない高齢者にとっては、知見を広め、フレイル予防に外出企画は大事だと考える。利用改善の方向性を伺う。 2. 犬・猫の管理について ペットとしての犬・猫は、家族の一員として扱われるほど、家に馴染んでいる。他方、ウイルスが人間に深刻な影響を与えたり、糞の処理、あるいはその繁殖により人間の社会生活にマイナスの側面も認められる。犬・猫の管理について、市の対応を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（15名）

2番 馬 場 礼 子 議員	3番 今 泉 義 文 議員
4番 森 田 正 嗣 議員	6番 入 江 寿 議員
7番 木 村 彰 人 議員	8番 徳 永 洋 介 議員
9番 船 越 隆 之 議員	10番 堺 剛 議員
11番 笠 利 毅 議員	12番 原 田 久美子 議員
13番 神 武 綾 議員	14番 陶 山 良 尚 議員
16番 長谷川 公 成 議員	17番 橋 本 健 議員
18番 門 田 直 樹 議員	

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

15番 小 畠 真由美 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（36名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	轟 貴 之
総 務 部 理 事	宮 崎 征 二	(歳出入一体改革担当)	
(総務広報担当)		総 務 部 理 事	杉 山 知 大
市民生活部長	佐 藤 政 吾	(危機管理・新しい公共担当)	
観光経済部長	友 添 浩 一	健康福祉部理事	大 谷 賢 治
(市民と交流人口・関係人口相互発展担当)		(高齢者福祉担当)	
都市整備部理事	高 原 寿 子	都市整備部長	柴 田 義 則
(公営企業担当)		教 育 部 長	中 山 和 彦
教育部理事	八 尋 純 次	総 務 課 長 併	鳥 飼 太
経営企画課長	宮 原 竜	選挙管理委員会事務局長	平 嶋 香代子
管 財 課 長	堀 修一朗	総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴	
防災安全課長	糸 山 邦 明	広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	
環 境 課 長	大 石 敬 介	管財課公共施設整備担当課長併	
福 祉 課 長	山 崎 崇	社会教育課教育施設整備担当課長	福 田 久 博
介護保険課長	柳 谷 雅 子	市 民 課 長	今 村 江利子
保育児童課長	伊 藤 健 一	人権政策課長	河 野 貴 之
都市計画課長	古 賀 千年志	兼人権センター所長	
上下水道課長	大久保 信 孝	生活支援課長	木 村 浩 一
社会教育課長	井 本 正 彦	高齢者支援課長	大 山 清 敬
スポーツ課長	橋 川 史 典	子育て支援課長	竹 崎 雄一郎
		建 設 課 長	齋 藤 実貴男
		観光推進課長兼	西 山 英 毅
		地域活性化複合施設太宰府館長	
		学校教育課長	鍋 島 順 一
		監査委員事務局長	添 田 邦 彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	木 村 幸代志	書 記	陣 内 成 美
書 記	三 舛 貴 市		

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日13日7名、16日6人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

なお、本日、7番木村彰人議員、12番原田久美子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので、許可をし、机上に配付しておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い3件質問させていただきます。

1件目、横断歩道の再設置について。

県道福岡日田線、通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道が鷺田橋の架け替え工事後に撤去され、そのままになっている状況があります。地元の方々からは、不便になり、危険性が高くなったとの声があり、再設置の要望が上がっています。撤去理由と今後の再設置についての見解をお伺いいたします。

2件目、スクールカウンセラーの増員について。

今年度の施政方針には、不登校児童・生徒支援の推進の取組で、サポートティーチャーを増員し、全ての小・中学校にサポートルームを設置。また、スクールソーシャルワーカーを増員し、全ての中学校ブロックに配置する。不登校児童・生徒の対応をはじめ在宅学習やフリースクール利用者の対応、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に取り組むとあります。これはこれで一定の評価をいたしますが、果たして不登校児童・生徒に全て行き届いているのでしょうか。私は決して十分ではないと断言できます。保護者からは、もっと話を聞いてもらいたいという声があります。

そこで、質問に入ります。

現在、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるためには、児童・生徒か保護者

による事前予約が必要です。また、スクールカウンセラーは各小・中学校には週1回、数時間の滞在となっているため、予約状況によってはカウンセリングが数週間先となる場合もあると聞き及んでおります。コロナ禍以降、不登校児童・生徒が増加傾向にある中、スクールカウンセラーの増員が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

3件目、施政方針の進捗状況について。

1項目めは、地域の居場所づくり推進事業についてです。

地域の居場所づくりの新たな取組として、子どもから高齢者、不登校児童、ひきこもり者、障がい者など地域の方が気軽に安心して参加できるコミュニティ食堂を開催する団体に助成を行う制度を開始するとありますが、コミュニティ食堂の新規開設数と事業の進捗状況についてお伺いいたします。

2項目めは、スケートボードパーク等の整備についてです。

国内では施設の数が少ない状況から、今後さらに人気が高まり、施設の需要が予測されることから、松川体育館一帯を修繕し、スケートボードパーク等を設置して有効活用するとあります。松川体育館一帯をどう修繕し、どのような施設を設置しようと検討されているのか。議会への報告を待っておりましたが、いまだありません。今議会に提案されている補正予算書には、スケートボードパーク整備事業の繰越明許費補正及び増額補正予算が計上されていますが、このスケートボードパーク整備事業の進捗状況、また今後の見解をお伺いいたします。

以上3件について質問させていただきます。なお、再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） おはようございます。

1件目についてご回答いたします。

通古賀交差点と都府楼南交差点の間に設置されていた横断歩道につきましては、福岡県により平成29年に着工されました鷺田橋の老朽化に伴う架け替え工事の竣工時に撤去されました。横断歩道が撤去された理由といたしまして、鷺田橋の架け替え工事前に設置されていた横断歩道は、都府楼団地入り口信号からの距離が約100mと近接しており、渋滞時に横断歩道を横断する歩行者が渋滞している車の間を横断することになり、事故の危険性が高まることなどから、福岡県と警察との協議を経て、令和2年11月に新しい鷺田橋の供用開始と同時に撤去されております。

横断歩道の再設置についてですが、地元自治会から再設置の要望を継続していただいていることや、横断される方が一定数おられることから、市も横断歩道の必要性を認識しており、設置に向けた可能性を探りながら警察と協議を重ねているところです。

引き続き、歩行者の状況などの把握を行い、安全性が確保できる対策や設置位置の検討も含め、警察と協議を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

今のご答弁では、その先の、名前を言うとあれですけれども、明治屋さんの信号と以前あった横断歩道が近接ということで、危険性があるということで今ご答弁いただいたんですけれども、あの横断歩道がなくなって、いろいろちょっと話を伺うと、明治屋さんとTSUTAYA、何kmぐらいあるか分からないんですけれども、やはり道路の横断をしている人がかなり多いというふうに聞いております。歩いていくのが大変なので、もう向こう側にあまり、例えば児童・生徒とか友達の家に行くのになかなか、教育上もよくないですね。横断歩道があったって、そこに今車が来ようけん通りなさいなんて言えませんからね。なかなか遊びに行くことも難しいと。遠回りしてまで行くぐらいならというふうな感じで伺っております。

朝、帰りですけれども、JR都府楼南駅に向かう人たちもやっぱり一定数いると思うんですね、電車に乗るために。しかも、通学通勤の自転車等でですね。そこに以前に横断歩道があった場所付近を横断される人数、そういったのを調査されたことはありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 直近の人数ではございませんが。試験的に職員のほうで横断者の人数を調査したものがございまして、12時間で約80名程度の歩行者があったというふうにこちらのほうで認識しております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） かなりの数だと思うんですね。やはり危険性がまず既にもう伴っていますよね。やっぱり、先ほども言いましたけれども、教育上、はっきり言ってよくないですね、道路横断。しなさいなんていうことは言わないでしょうけれども。

先月も避難訓練があったと思うんですけれども、全市一斉に挙げて。大体第1次避難場所は公民館になっているということで、まず高齢者の皆さんがなかなか渡れないということで、回ってまで行く必要はないだろうとか、公民館でいろいろな行事があるけれども、渡れないから参加できないといった声があります。それと、ベビーカーを押しているママさんたちですね、そういった方もぐるっと遠回りして行くぐらいなら、もう参加しないでおこうとかというふうな意見もあります。

部長のご答弁の中で近接していると、信号とですね。それだったら、多少ずらして、例えば自動車販売会社のところに設置するとか、そういったちょっと変えた発想を持って今後は進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども申し上げましたが、警察とは継続的に協議を行っております、安全性が確保できる何か対策がないか、また先ほど議員さんもおっしゃれましたが、位置を多少ずらすことによる可能性ですとか、一応そういうのをあらゆる形で探りながら、引き続き継続して協議をしっかりと重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 地元自治会からは再設置の要望も上がっていますし、市としても危険性は十分、横断歩道の必要性を認識しておられるようですので、ここは早期に横断歩道設置を強く要望して、この件は終わります。ありがとうございます。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 2件目についてご回答いたします。

現在、太宰府市立小・中学校では、福岡県スクールカウンセラー等活用事業によりスクールカウンセラーを配置し、各学校長の指揮監督の下に、児童・生徒へのカウンセリング、保護者への助言、援助及び児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言、援助並びに教職員の校内研修における助言、援助などを行っております。

各学校へのスクールカウンセラーの派遣回数及び年間配置時数は年度当初に決められており、スクールカウンセラーの業務は児童・生徒へのカウンセリングが多くを占めております。

議員ご指摘のとおり、スクールカウンセラーの各学校での滞在時間は短く、保護者の方からカウンセリングの依頼を受けても、予約できるのが数週間先となる場合があります。このため、少しでも児童・生徒のカウンセリングの回数を確保するために、市単独事業として太宰府市スクールカウンセラー派遣事業を実施し、小学校を対象として、学校の依頼に基づきスクールカウンセラーを派遣するようにしております。

最近では、児童・生徒が抱えている課題が多様化してきており、カウンセリングの依頼が増加傾向にあります。県に対してスクールカウンセラー等活用事業の拡充を要望していくとともに、本市で契約しているスクールカウンセラーのさらなる活用を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

では、まず確認をさせていただきたいと思います。

まず、福岡県のスクールカウンセラーの派遣回数はどれぐらいありますか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 県の活用事業については、中学校におきましては週1回程度ですね。

その1回が大体半日になります。小学校につきましては月に1回より少し多いぐらいです。こちらも2時間程度というふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） それでは、本市も力を入れてあると思うんですけども、本市のスクールカウンセラーの派遣回数はどれぐらいか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 市で行っております派遣事業の回数につきましては、現在1名のカウ

ンセラーと契約しておりまして、依頼があれば各学校に行っていただくようにしております。その際、小学校への派遣回数は年7回、1回につきこちらも2時間というふうになっております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 非常に少ないように感じるんですね。

では、そういった保護者とかからスクールカウンセラーの派遣回数はもうちょっと増加できないかというふうな要望もあると思うんですけれども、今教育委員会が思っているスクールカウンセラーの派遣回数は十分だと考えておられますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 先ほど答弁でも申しましたが、近年児童・生徒の抱える課題も多いという状況があります。あるいは、本来カウンセリングというのは児童・生徒にするものなんです。が、保護者の方も話を聞いてほしいという依頼も増えてきております。その中で、先ほど言いました回数につきましては、現状は少し足りないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） やはり足りないと感じておられるようですね。

それでは、手続のほうに入ります。

学校でカウンセリングを行う際、どのような手続が必要か教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） カウンセリングを行う際の手続としましては、まず保護者のほうが担任のほうにカウンセリングの担当者、これは学校によって異なりますが、その担当者に連絡をしてカウンセリングの予約をしていただきます。その際、日時あるいは時間をお伝えいただき、その時間空きがあれば予約ができますし、それが空きがなければ、また日にちを再度検討していただくということもございます。

さらに、学校の教職員が、この児童・生徒はカウンセリングをしたほうがいいんじゃないかと思う場合もあります。そのときは、児童・生徒の承諾だけでは実際カウンセリングはできません、未成年ですので。保護者の承諾も要りますので、その際は学校から保護者のほうに連絡をしまして、カウンセリングが必要だと思いますが、いかがですかとお尋ねして、そこで承認されれば、学校のほうからカウンセリングの予約を入れる場合もございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 様々な手続が本当に必要で、なかなか空きがなければ受けられないということで、せっかくここで話を聞いてもらいたいなと思っていることが、なかなか早急に

は対応できないということで、今ご答弁聞いていて思ったんですけども。

それでは、今理事のほうからご答弁をいただいているんですけども、今回保護者のほうからいただいた話を聞く限り、まずはやはり学校と保護者間の連携が必要だし、そこが難しい場合があると。守秘義務などの壁もあるし、なかなか思うとおりにいかないというのはあります。

やはりスクールカウンセラーが足りていないように感じますね。実際に足りていないのではないかと思います、中学校、小学校によっても児童・生徒数が違いますね。特に児童・生徒数が多い学校では、1人のカウンセラー配置では不十分だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 先ほど申しましたが、カウンセラーですけども、基本的には県が行われている事業を活用しています。そのカウンセラーにつきましては、もう1年間、どなたが来るかというのが決まっております。カウンセラーを1人といいますか、どちらかというとかウンセリングができる回数を増やすことのほうが大事なかなというふうには考えておるんですが、市のカウンセラーも1人でして、1人でできる時間も限られていますので、ウンセリングの回数を増やすとなると、人を増やすなり、そういうことも検討は必要かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 現状の課題としては、スクールカウンセラーは配置されてはいますが、なかなか予約いっぱいになったりして受けられない児童・生徒もいます。県、市として配置はされているんですが、やはり多くの学校が訪問が多くて週2回程度に限られております。しかも常駐ではありません。

スクールカウンセラーの予約ができず、予約待ちが発生しています。必要なタイミングでウンセリングを受けられないケースが、先ほども言いましたけれどもあるわけですね。そういった中で、ウンセリングの待機が発生しているという状況があります。スクールカウンセラーの常駐をできたら要望したいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） カウンセラーが常駐できるというのは、非常に物すごくすてきなことだと私も思っておりますが、実際現実的なところを言いますと、ウンセリングを行うカウンセラーというのは臨床心理士の資格を持った方でないといけません。その臨床心理士を常駐させるとなると、非常に多額の金額がかかってしまいますので、そこは、もちろん子どもの心というのは大事なんですけど、そこもバランスを考えながら検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 確かに人件費がかかって大変だとは思いますが、やはり子どもたち、児童・生徒の心をうまく引き出すには、カウンセラーの常駐、増員が必要だと考えておりますので、今のようなご提案をさせていただきましたが、次は、学校での問題は、教育部理事のご答弁でも最初ありましたように、学校での問題は家庭内のストレスがやはりあります。人間関係など多岐にわたりまして、すぐに相談できる環境が私は不足しているように感じます。また、突発的な対応が必要なケースに迅速に対応できる体制が不足しているように感じます。

このような状況で例えば突発的に何かあったとき、カウンセリングが必要だと、そういった場合はどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 突発的にカウンセリングが必要になった場合、至急児童・生徒に対してカウンセリングが必要だというときには、先ほど言いました市が契約しているカウンセラーに連絡を取りまして、できる限りすぐに来ていただいてカウンセリングを行うようにしております。また、先ほど言いました県のスクールカウンセラー活用事業につきましても、突発的なときに緊急支援を要請することが年に数回できるようになっておりますので、そういったときには県の教育委員会のほうに緊急支援を依頼するというふうにして対応をしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 事件や事故を例えば目撃してしまったとか、自分がそういった被害に遭うということはなかなかあれなんでしょうけれども、未遂的なものがあってしまったと。やはり心に深く突き刺さると思うんですね、そういったことは。ですから、そういった場合は、先に早急にそういった対応をしていただきたいと思います。

今の話なんですけれども、例えば前の日まではそんなことなかったんですけれども、やはりその日になって急に例えば友達ともめたりとか、学校に行ってみたらちょっと、あれ、いつもの雰囲気と違うなといったときに、児童・生徒が感じて、ああ、これ困ったな、何か相談したいなというときはあると思うんですね。そういった困ったときに、早急に児童・生徒がカウンセリングが受けられるように、例えば常駐は厳しいとおっしゃいましたが、人員配置の見直し等も検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 最初の答弁に申しました県のほうの派遣の人数というのは、もう県のほうが決めておりますので、こちらとしては要望はしてまいりたいと考えております。市としては、市で派遣しているカウンセラーの人を増やすか、あるいはカウンセリングできる回数を増やすか、そちらについてはしっかりと協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かりました。いきなりここで増員しろとか、人員配置を見直せと
いっても、なかなかご答弁の中では、限られた人数で行っているから難しいと思うんですね。

では、ちょっと質問を変えますね。

やはりコロナ禍以降、不登校児童・生徒がかなり増えています。全国、県にしてもそうですし、本市にしてもそうだと思います。そういったコロナ禍以降、カウンセリングに対して、分かる範囲でいいんで教えていただきたいんですけども、どのような相談が多いか伺いたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 県のスクールカウンセラーへの相談内容については、申し訳ありませんが把握はできておりません。ただし、市のスクールカウンセラーへの相談内容につきましては、年度ごとにこちらでまとめておりますので、令和5年度の相談内容として多かったものとしては、1つは発達障がいに関する事、次に学校生活に関する事、3つ目が家庭に関する事、4つ目が問題行動等に関する事、最後の5つ目に不登校に関する事、以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） やはりかなり身近なところなんですよ。学校生活もありますし、家庭もありますし。ですから、児童・生徒たちが抱える悩みは相当深いものだと感じますね。

この件ちょっと長くなっておりますが、最後になります。相談やカウンセリングが誰でも気軽に受けれる開かれた場所になることをまずは願います。小学校高学年から中学校の思春期は、社会的な問題や多感な時期であり、適切なサポートが欠かせないと感じます。未来ある子どもたちが穏やかに健やかな成長と精神的な安定を図るため、カウンセラーの増員とカウンセリング体制の強化が重要と考えます。

そこで、やはり改善点としては、スクールカウンセラーの増員や常駐化を検討していただきたい。子どもたちが気軽に相談できる環境を整えるため、学校環境の見直しを行っていただきたい。3点目が、学校と保護者間のスムーズな連携を促進する手続やガイドラインを設けていただきたいと、この3点を強く要望いたしまして、この件は終わります。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 3件目についてご回答いたします。

1項目め、コミュニティ食堂につきましては、本年度、運営する団体への支援として地域の居場所づくり推進事業を開始し、7月に現在活動しておられますコミュニティ食堂の団体や新たに開設を検討しておられる団体の皆様に事業の内容を説明し、補助を有効に活用していただくようお願いいたしました。その結果、本年度は新たに2つのコミュニティ食堂の団体が設立

され、現在市内に11団体が公共施設や自宅、地域の公民館などで活動しておられます。

この事業において、現在6つの団体に運営費の助成を行っており、活動に対する支援として市の職員がコーディネーター役として協力しているところであります。

今後につきましても、支援を必要としている方々をはじめ多くの市民の皆様の新たな居場所となりますよう、活動の内容を広く周知し、新しい公共の視点で各関係者と連携してまいります。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 続きまして、次に2項目め、スケートボードパークの進捗状況につきましては、遅まきながらこれまで各常任委員会、予算特別委員会でもご説明してまいりましたが、状況変更がありながら説明が不足しておりまして申し訳ございません。これまでも私が説明してまいりましたので、今回も私のほうから答弁をいたします。

初日の提案理由で、松川体育館周辺に設置する予定としておりましたスケートボードパークについて、他のスポーツとの共存を図り、世界に羽ばたく人材育成や子どもまんなかの施策展開にふさわしい規模を確保するために設置場所を屋外にしと申しましたように、体育館内は既に災害時のペット避難所として活用しているほか、フットサル、ハンドボール等、とびうめアリーナでは設備の毀損などの危険性から使用できないスポーツの活動場所としての要望が従来からあっていること、より利用者の期待に資するものにしたいということなどの理由から、スケートボードパークは松川体育館横の駐車場内に設置することとし、コンクリートの路面とセクションを設置する工事を考えております。あわせて、これまで有効活用できていなかった国士舘大学跡地の松川体育館一帯に若者たちが増え、にぎわいを創出できると考えております。

まずは今年度中に松川体育館の雨漏り及び照明の改修を実施しますが、既にセクションの納期はオリンピックでの人気などによる全国的な需要の高まりから見通しがつきにくい状況にあり、年度内完成に期待を寄せておられた愛好者の方々をはじめスポーツ協会や地元自治会の方々などのご要望に応えるためにも、できるだけ早く利用に供する準備を整えたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

3件目で1項目と2項目があるので、1項目めから再質問させていただきますが、まずは1項目めのコミュニティ食堂なんですけれども、本年度は2つのコミュニティ食堂の団体が設立されというご答弁をいただきましたけれども、市として予算額に応じて団体に活動支援金として補助を出している、運営費ですね、出していると思うんですけれども、この当初の目標値、2団体じゃなく、何かもっと高いレベルにあったのか、それとも2団体で、ちょっと言い方はおかしいですけれども、新規は十分なのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 現在、市内の7つの小学校全てに1つ以上のコミュニティ食堂が開

設されております。当初の目標としましては、小学校区に2つ以上のコミュニティ食堂の開設を目指しておりまして、新規の開設者数5団体を目標にしておりましたが、開設を予定されていた団体の皆様の諸事情等により、現時点で2か所になっております。

現在、来年度からの開設を予定している団体の方と開設に向けた協議を行っているところであり、今後も開設を希望する団体への支援を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今までずっと継続しているところのコミュニティ食堂は、ある程度周知が行き渡っていて、意外にやりやすいんじゃないかと思うんですけども、新規で行う場合のコミュニティ食堂、新しく開設しますといったときの周知はどのように行ったか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） こちらの周知につきましては、まず7月にこちらの事業説明会を開きまして、そのときに市の広報紙とかホームページ等で周知のほうをしているところであります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 周知のほうは十分だと認識してよろしいですね。

それでは、ここが一番だと思うんですけども、施政方針の中からでは、子どもから高齢者に参加しやすいと思うんですね。ただし、不登校児童・生徒とかひきこもり者、障がい者の方々の参加は果たしてどれぐらいいたのかというところで、そこまで施政方針で述べられてあるのであれば、ちょっと調査をしていただきたいと思うんですが、人数ですね、これは分かるかどうか分からないんですけども、人数が分からなければ全体の何割ぐらいだったのかお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） コミュニティ食堂に参加された方の個人の状況を確認することはなかなか難しいところであります。参加された方で生活に関する相談があつて、相談につないだりという事例もございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 相談員さんが入れば、どのようなことで今の状況に陥っているかというのはよく分かると思いますので、できたら今後、参加者には何か、簡単なのでいいので何かアンケートの実施等を要望いたしておきますので、よろしくお願いいたします。状況だけでもいいからですね。

最後の質問になりますが、来年度もやっぱり継続して予算をつけ、こういった活動の補助を

行う予定なのか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 生活支援課長。

○生活支援課長（木村浩一） 来年度につきましても、全世代が交流できる新しい公共の視点で、地域の居場所づくり事業として検討を進めております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 小学校区7つあるんですけども、今2団体ずつというふうにあるんですが、来年度はちょっと目標を高くですね。もちろん小学校区においても数があります。ですから、なかなか一概にはここは全て何団体というのは難しいことだと思いますけれども、何か目標を高く、きちっと、自治会等に説明をしていただいて、将来的にはかなり皆さんがにぎわうようなそういったコミュニティ食堂にしていきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願いします。

それでは、3件目の2項目め、市長からご答弁いただきましたので、さて、やりますか。

まず、ここが一番だと思うんですけども、今年度に完成しなかった理由をお尋ねしたいんですよ。本来であれば、見込み違いとお認めになるなら、一旦白紙まではいかないですけども、中止ということで考えないといけないと私は思います。あまりにも早急過ぎる補正予算だと思います。

市長のほうも予算特別委員会やこの議会でも、自ら議会に対しての説明不足と認めております。私は正直言って議会軽視だと、そのように思っています。見解をお伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議会軽視をしたつもりはもちろん毛頭ありませんけれども、するつもりもありませんけれども、ただおっしゃるように説明が不足していた状況が変わり得る中で、もっともっと丁寧にご説明するべきであったということは率直にお認めをし、そうした中で各委員会の委員長の許可もいただき、予算特別委員会でも許可をいただきまして、久しぶりに私も出席をさせていただいてご説明をし、質問にもお答えをしたところであります。

そうした中で、先ほど申されましたように、一旦立ち止まってというご指摘もあったかもしれませんが、あると思いますけれども、私といたしましては、やはり一度3,000万円という予算でまずは提案をして、子どもたちはじめ様々なご要望、ご期待に応えたいという思いでスタートをしておりましてけれども、逆に言いますと、今年度中にはこれが完成することができないということは、非常に私は市長として、政治家としても非常に心苦しい思いをしておりまして、そうした中で少しでも、来年度にはなってしまうんですけども、早く先ほど申しましたように準備を整えたいという思いから、この12月補正であえてこうした予算の増要望をさせていただいて、そして皆様にお認めいただければという思いでございます。

そうした中で、やはり説明が足りなければ、しっかりとこれからでも議会中でも説明を重ねていこうという思いで今日も答弁をさせていただいているところでありますので、皆様のご理

解をいただければ幸いです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。

やはり市長のまず施政方針で、これをやりますということで出てきたわけですよ。施政方針や説明を聞く限り、今後さらに人気が高まり、施設の需要が予測され、これは登壇のときも言ったんですけども、オリンピックを目指す若者や世界に羽ばたく人材育成を推進するとあります。市長自らがそういったことで世界に羽ばたく人材育成を推進すると、スケートボードにおいてですね、おっしゃられるなら、スケートボードの人口というのはもちろん把握されていると私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 市として協会なりそうしたものがあるわけではありませんで、正確な人数までは率直に申して把握できていないわけでありまして、福岡県内のまずはスケートボード人口については、約2万人というふうに聞いております。そうしますと、500万人のうちの2万人ですから、かなり多い数だろうと、私自身が思っていたよりもですね。大人の方も合わせてかもしれませんけれども、そうした中で本市でも一定程度の人口があると考えております。

加えまして、ちなみにですけども、筑後市にあります筑後広域公園におけるこのパークでは、令和5年度に年間6,000人程度の利用があっているということで、もちろん市外の方も含めてでありましょうが、本市としましては春日公園なり筑後、この地域はございますけれども、本市として特徴のあるパークにすれば、様々なすみ分けの中で、ある程度かなりの数の利用者がいるのではないかというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 筑後では年間6,000人、これかなり多い数字ですね。私も広い、とにかく広い公園で、あそこの公園は、行ったことがありますけれども、ただしスケートボードパークには足を踏み入れたことはありません。とてもとても滑れるレベルでもないですし。

本市のできたところで、年間何人ぐらい、その見込みですね。これはちょっとまた後から聞きますけれども。

それでは、現時点で、やはり世界に羽ばたく人材育成を推進なので、例えばプロ選手とか元プロ選手なりのそういった指導者が私は必要不可欠だと思うんですね。ましてや、そういった指導者の下、若者が全国大会やそういったのに出場して、今後本市のですよ、本市の子どもたちが世界クラス等、そういった、現時点です、こういった期待ができるという選手は把握されています。お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと私が至らなければ、担当からも補足させたいと思いますが、確実にこの人が市の中でそうした有望だということを私が直接知っているわけではありませんけれど

も、私自身にも直接に滑っていて映像を送ってくるそうした若者もありましたし、かなりのレベルでやっているという話は聞いておまして、その人数も複数に及ぶということは聞いておまして、そうした中で、現に客館跡の構造物などが壊れていたり、様々な、例えば政庁前のバス駐車場も確かに見るからに滑りたくなるような場所ですから、あそこで滑ることを許可してほしいということを直接私に言ってこられた若者もいますけれども、やっぱりそれは許可はなかなかできないわけで、バスに何か巻き込まれるようなことがあっては大変なことですから。

そうした中で、やはり何か若い才能を発散したい、そうした場所が欲しいというような声は常々複数の方々から聞いてきましたので、そうした意味では世界に羽ばたくようなそうした素養を持つ子どもたちがいて、そしてそうした子どもたちの生の声も感じ取ってきたということは間違いはございません。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今のご答弁の中で、客館跡の一部が破損しているっておっしゃられましたけれども、もうこれはやはり弁償してもらわないと、あれ犯罪ですよ。だから、それはちょっとまた別の話になるんであれなんです。いや、それで何かスケートボードパークを造るというのは、ちょっとまた全然違った話になってきますからね。そういうところで滑らせないようなことをまず考えていかないといけないと私は思います。

もちろんパリオリンピックで、私も世界一になった堀米君の試技を見ていましたけれども、最後の最後で大逆転して優勝したんですけれども、本当にすばらしくて、どんな精神力をしているんだろうという、もう本当に若いながら感心いたしました。感動もしました。もちろん、夜中でしたけれども、枕を口に当てて大きな声も出しました。

ただ、このスケートボード人口が例えばいらっしゃるということで、現時点では本市にはスケートボードの協会もない、ましてや部活動でもないんですね、これは。では、その部活動でもない、例えば一般的な競技ですよ、誰でもできるという。そういった設置に、スケートボードパークの設置にこのような高額な予算をつけるというのは、ちょっと疑義がありますね。それなら、もっと世界に羽ばたく人材育成でたくさん表彰されていると思います。実際、私の小学校区では2人、高校生まで入れたら3人ですけれども、2人の子が全国大会で優勝しています。1人の子は全国大会で準優勝しています。そういった子たちにもっと支援するとか、各学校の部活動とかクラブチームに支援するほうが、私は現実味があると思うんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 現にそうした様々な部活で全国レベルで活躍している子どもたちには、市としても補助をさせていただいておまして、そうしたこともさらに充実をさせていきたいと思っておりますけれども、もちろんこのスケートボードパークだけに注力しているわけではもちろんありませんので、これまでも様々な随時意見交換なり子どもたちと接する中で、バスケット

トボールコートがまずは改修してほしいと、学校ですね。そしてもっと増やしてほしいと、外にですね。という声もいただいていますけれども、まずはなかなか外に増やすことは難しいわけでありまして、改修など努めてきました。また、テニスコートなどの水はけが悪いとか、そういう中でその改修などもやってまいりましたし、またちょっと変わりますけれども、公園で遊具が不足しているので、そうしたところにぜひつけてほしいというような、やっぱり子どもたちの声を大人たちがそのまま放置して、お金がないんでできませんとか、時間がかかりますとかそういうことを言っていくと、子どもたちがまず要望しようという気持ちすらなくなってしまう。大人になるともう口をつぐんでしまうということになってしまわないかということは、私も政治家として危惧するところでありまして、できるだけそうした生の声の期待に応えていきたいと、そうした思いであります。

また、今回、今日のニュースにもなっておりましたが、福岡市高島市長が、税収が非常に増えている中で、給食の無償化を考えていきたいということも言われました。我々としては、現時点で約3割の補助をしておりますが、やはりこうしたことも、今太宰府市も市税収が過去最高になり、ふるさと納税基金もある程度蓄えができてきましたので、こうした税収が好調なうちに、こうした要望に応えられることはスピーディーに応えていきたいという思いもあるものですから、そうした中での判断になった次第であります。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かります。ただ、新設よりも、まずはほかの老朽化がかなり進んでいる公共施設が本市にはたくさんあるんですね、そういったものが私は先だと考えるんですね、まずは。そういったお考えはありませんか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん優先順位についてはそれぞれ、もちろん私自身、また市内の、職員の中でも、また市民の中でも、そして長谷川議員のように議員さんの中でも様々な意見はあるとももちろん認識はしています。その中で、最終的に優先順位を私も責任を持って最終的に決めていかなければならない立場でもありますので、できるだけご理解をいただきながらこうした優先順位を決めていきたい。その中で、もちろん全てのご要望に何とか応えられるように、できるだけ早く応えられるように努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） では、ちょっと質問の内容を変えます。

まず、駐車場を整備してスケートボードパークにすると、恐らく松川体育館の前辺りになると思うんですけれども、私は資料を何も持っていないので、今どういう形になるのか全く存じ上げませんけれども、駐車場を整備するということは、来客される方の駐車場がなくなります。あそこははっきり言って急な坂道のどのぐらいかな、3合目ぐらいにあるんですかね。やはり遠いし、車で、しかもスケートボードのボードって結構ありますからね、車でやはり来ないといけないと思うんですね。特に週末あたりは。これ、新たにどこか駐車場を設置する必要

が私はあると思うんですね。週末になれば、上のグラウンドのほうでは例えばソフトボールをやっているとか、駐車場がかなり手狭になると考えているんですね。しかしながら、そういった計画があるということは一切説明でも触れられていませんし、聞いてもおけません。こういった駐車場の新たな整備に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私も今担当からも逐一報告を受けているところでありますが、現時点で20台くらいのスペース位置は確保できるのではないかと考えています。もともと、先ほどこっと申し漏れましたけれども、松川体育館、国士舘大学の跡地で、もちろん大学がそのまま続いている、もっともつとにぎわいが続いていたと思いますけれども、残念ながらそこは撤退をされて、そうした中で役所の一部で上下水道課が入るなどして活用を考えてきたわけですが、なかなか完全な形でうまくはいっていない。

そうした中で、特に体育館は活用すらせずに、ペット用避難所としてだけ最近では活用していたわけでありまして、せっかくの大学の体育館ですので、これを使用して使えるようになったら、よりそうしたスポーツ人口の方々も喜ぶのではないかなというご意見もいただいていたので、あの一帯をもともとゼロだったものを活用していくという意味では、優先順位を高く置いたという意味も、これはスケートボードパークだけではなくて、フットサルなりハンドボールなり、このようなスポーツも行えるという意味で。その上で、駐車場をしてスケートボードパーク場にしたとしても、そのような20台くらいのまずは確保はできるのではないかと。また、広大な敷地ですので、様々な方法でそうしたことにニーズに応えていくことは可能ではないかと考えています。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 20台、相当少ないと思うんですね、この車社会の時代に。特に、夜になればフットサルやハンドボールで体育館を利用される方がいると。もちろんスケートボードパークも恐らく、決まってはいるでしょうけれども、夜、夜間利用もある程度は必要だと考えていますので、あるとは思いますが、20台じゃあ私は本当少ないと思いますよ。駐車場の整備を早急に検討していただきたいと思います。これはもう要望にしておきますので、よろしくお願いします。

これが一番懸念しているところなんですけれども、今は確かにパリオリンピックの人気の高さはよく分かります。しかしながら、競技というのはオリンピック開催地によってころころ変わるんですね。例えばパリであったら、もう野球とソフトボールは除外された。ロス五輪ではまた復活するとか。だから、その開催地によってスケートボードがずっとオリンピック種目であるということは限らないんですね。ブレイキンというのがあります。パリでは開催されましたけれども、もうロスではやらないとか、そういったことがあるわけですね。ですから、人気は高まるかもしれないですけども、やっぱりオリンピックでどれだけ脚光を浴びたか、その競技がですね。ずっとあるわけじゃないです。

ですので、ここが一番懸念しているところなんですけれども、利用者がやはり減少していく事態も想定されます。もう、ちょっと利用者数がありにも少ないんで、再利用の、もうスケートボードパークを造ったけれども、一旦そういったセクションとかを外して、やはり再利用の計画も私は必要だと考えているんですよ。例えば立派なコンクリートは残っている、それならじゃあ、先ほど市長も言いましたけれども、バスケットゴールを立ててスリー・オン・スリーのそういったコートにするとか、このような再利用の計画も検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） それはもう大変重要なご指摘でありまして、おっしゃるように、こうしたはやりというものはやはり移ろいやすいものでもあります。ただ一方で、もちろんそうしたことが長く続いてほしいという思いももちろんございます。

そうした中で、先ほども申し漏れましたけれども、やはり例えば公園の中でも、この後質問もあるかもしれませんが、公園の使い方も非常に今殺伐としておりまして、ボールは使ってはいけないというようなことを我々としても行ってきたところがありますけれども、改めて、これも駄目、あれも駄目ということは、先ほど毀損したことに對して、それは別の意味でということがありましたけれども、ただあれも駄目、これも駄目でどこもないんで、やっぱり子どもたちとしてはどこかやりやすいところとか、やれるチャレンジングなところでやってみたいということを抑え切れるかという、私自身が子どものときも含めて、やっぱりそこはどこかで発散させなければいけないということもあろうかと思っています。

そうした意味では、まずはスケートボードパークとして考えておりますけれども、そうしたこと、ここにとどまらず、松川一帯にとどまらず、様々な時のニーズに備えてこうしたことを形を変えていくということは、非常に柔軟な発想で重要な発想だと思っていますので、そのようなことも含めて丁寧に今後説明をしながら、共に築き上げていければと思っています。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 内容に関してはここまでですね。ただ、ここはやはりもう一つ重要なことがありまして、今後の維持管理費用とか、もちろんコンクリート、冬は寒い、夏はあんなだけ暑いということで、やっぱり破損していく。しかもスケートボードがぶつかって、コンクリートが穴が、穴までいくとあれですけども、ちょっと開いてしまったり、そういったことも考えられます。

もちろん修繕費用や補修費用、このような見通しや利用計画は今後やっぱり検討していくべきだと。もちろんそうでしょうけれども。恐らくそういった今後の見通しとやっぱり利用計画、こういったものをでき次第、早急に議会に報告していただきたいと思いますが、最後にご答弁、短めでいいですのでお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるように、公共施設全般的にそうであるべきでありますし、様々な

見通しも、せつかく時間が逆に言うことができましたので、そうした中でしっかりとご説明し、信頼に足るような運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解、ご協力よろしく願います。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 最後になりますが、子どもたちの未来とか将来というのをちょっと盾に取られているというか、そういうふうに言われると、私はそういった夢を潰す気は毛頭ありませんので、今回は補正予算にも賛成はさせていただきました。丁寧にもっと、議会を軽視することなく説明していただきたいと思っております。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、本市の地域猫活動について伺います。

福岡県では、人と猫が共生する地域を目指して、飼い主のいない猫による問題の有効な解決方法の一つである地域猫活動への理解が深まるとともに、地域に浸透し、人と動物の共生する社会の実現の一助となるよう地域猫活動ガイドラインが作成されており、その目的は、地域猫活動は、猫を助けたい方と猫に困っている方が、飼い主のいない猫に関する問題を地域の共通課題として捉え、お互いの歩み寄りにより地域住民の間で合意し、長期的な視点で地域から飼い主のいない猫を減らしていくこととされています。

ガイドラインでは、1、地域での話し合い、2、活動の計画づくり、3、不妊去勢手術、4、餌、トイレの管理、5、その後の管理の順で、活動の進め方とそのポイントが示されています。

本市の状況はどうなっているのでしょうか。そこで、本市における地域猫活動の現状と課題について伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） ご回答いたします。

地域猫活動は、特定の活動場所を設定し、ルールを決めた餌やりやトイレの管理を行うとともに、不妊去勢手術を受けさせて1代限りで生を全うさせ、時間をかけてでも地域から飼い主

のいない猫をなくすことを目的といたしております。これは、単に猫の愛好家や地域猫活動団体のみで実施するものではなく、飼い主のいない猫が引き起こすふん尿被害などの問題を地域の共通課題として取り組んでいただく活動であるため、地域住民の理解と合意が不可欠となっております。

また、地域猫活動は、時間をかけて地域から飼い主のいない猫をなくす活動であるため、息の長い取組が必要となりますが、他の事例では、活動場所への捨て猫や地域外からの流入により頭数の増加、あるいは活動団体以外の無責任な置き餌、餌やり場周辺の住民等からの苦情などが届いておりますことから、地域住民の理解を得ることが難しく、活動を実施するまでに時間や労力がかかることが課題となっております。

本市には現在のところ地域猫活動を行う団体の取組事例はありませんが、市といたしましては、無責任な餌やりへの個別的な助言指導や、ホームページ、広報紙等による猫の適正飼養に関する啓発といったこれまでの取組に加え、令和2年度から不妊去勢手術費の補助事業を開始し、飼い主がいない猫の繁殖を低減させることにも取り組んでおり、これまでに合計で79件の交付を行っております。この飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を実施することで、新たな繁殖を抑制し、猫の数を増やさないことが、猫の致死処分数の減少にも有効であると考えております。

飼い主のいない猫の問題を解決するためには、福岡県地域猫活動ガイドラインにありますように、地域の猫を助けたい方と猫に困っている方とがお互いに歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められますことから、今後につきましても、不妊去勢手術費補助金の取組を通して新たな繁殖を抑制するとともに、地域猫活動の周知啓発に努め、人と動物が共生できる地域づくりを目指してまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

私、犬を飼っております、ちょっと変わりますけれども、犬、猫に関しての質問をさせていただきます。

福岡県は2015年致死処分数は全国ワースト常連県で、約5,000匹が致死処分されてきました。今年度の福岡県のホームページによれば、福岡県ワンヘルス推進行動計画及び福岡県動物愛護推進計画において、人と動物が共生できる社会の実現を目的とし、犬、猫の致死処分ゼロを目指し、様々な取組を進めています。これらに基づき、適正飼養の普及啓発及び取り組んだ結果、譲渡可能な犬、猫の致死処分が初めてゼロとなる見込みとなりました。引き続き、譲渡可能な犬、猫の致死処分ゼロを維持していくとともに、適正飼養の普及啓発、地域猫活動の推進により、動物愛護センター等への収容を減少させ、譲渡できない犬、猫を含めた致死処分の削減に努めてますと書いてあります。

致死処分ゼロというのは福岡県がなして、すばらしいことだと思うんですけども、ただ犬と猫はやっぱりちょっと条件が違うやないですか。例えば僕が独り暮らしで、犬が生き残って

自分が先に死んだというようなケース、譲渡可能な場合だけというのと、致死処分はされないのか、その辺ちょっと具体的に説明していただけたら。お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 保護された犬、猫の状況についてですが、古賀市にあります福岡県動物愛護センターなどで動物愛護団体を通して譲渡先等が探されておりますので、本市を含め、譲渡可能な犬、それから猫については、致死処分ゼロということになります。

ただし、治癒の見込みのない病気等があったり、譲渡が難しい犬、猫につきましては、いまだ致死処分されていると伺っております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） うちの犬はかなり年なんで、先にその辺も終活の中で捉えておかないいけないのかなと思って、一応お聞きしました。

先ほども言ったように、猫の場合は1回に4匹から8匹出産したり、年に2回から4回出産可能ということで、かなり増える可能性があります。動物愛護法によれば、野良猫の餌やり自体は法律で禁止されている行為ではない。しかし、動物愛護法第25条では、野良猫に餌を与えることで騒音や悪臭の発生、毛の飛散、昆虫の発生により生活環境が損なわれる場合には、都道府県知事が野良猫に餌を与える者に対して指導、勧告、命令を行うことができると。やっぱり最悪の状況はそうなると思うんですけども、そこで大事なのが地域猫活動だと思います。

地域猫については、以前宮原議員のほうが一般質問されています。内容としては、小さな猫の命、大事な命ですので、致死処分がないようにしていく。市政だよりでペットについて知らせる。自治会の会長に知らせ、理解を図る。保護した猫をペットショップ等でお願いして譲渡会をする。虐待をする人も含まれている、必ずそこに家を見に行くというような内容の質問がされております。内容としては似たような部分になるんですけども、どうもまだできていない部分があるみたいなので、何点か絞って再質問させていただきたいと思います。

それで、今年度の決算報告の中で、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金50万円、雌が1頭2万5,000円で17匹、雄が1万5,000円で5匹、50万円。予算額が多分80万円だと思うんですけども、近隣の筑紫野市、大野城市の予算額と決算額が分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） まず、本市の令和6年度、今年度の不妊去勢手術費の補助金の予算は85万円でございます。近隣の筑紫野市と大野城市でございますが、それぞれ市内に地域猫活動をされている団体さんがおられるということで、県の地域猫活動支援事業補助金を含めた団体への補助金の予算額が、大野城市で88万2,000円、筑紫野市が63万円となっております。なお、筑紫野市は、今年度から地域猫団体への不妊手術費等の補助金として、市の単費で別途117万円の予算を計上しているとのことでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それと、決算の事務報告書によると、さっき言った不妊去勢手術の分と、猫被害軽減器貸出件数39件、飼い主のいない猫苦情対応件数が19件というふうになっています。その飼い主のいない猫苦情対応件数その19件の内容と、市の具体的な取組についてお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 飼い主のいない猫の苦情対応の内訳でございますが、猫の餌やりについてが6件、ふんの被害が7件、ごみを荒らされることが2件、猫の保護に関するものが2件、その他死亡猫についてが1件、不妊去勢手術に関することが1件となっております。

猫に関しては、動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物とされておりまして、駆除を目的とする捕獲は行っておりません。また、餌やりを禁止する明確な根拠もないことから、市は無責任な餌やりの禁止や室内での飼育、不妊去勢手術の実施など、個別に助言指導を行うとともに、ホームページや広報等において猫の適正飼養について啓発を行っているところで

す。

そのほか、自宅敷地への侵入を防ぐため、猫よけ用の超音波発生器の貸出しや、匂いや物で防ぐ方法など、苦情主に自衛策の紹介も行っております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 太宰府では地域猫活動のボランティアがなかなかできていないということなんですけれども、私が吉松を歩いていて、3日連続、朝から猫捕獲をされていたんですよ、ボランティアの人が。なかなか1匹が捕まらないということで、3日連続、朝早くからそういうふうに行われている姿を見て、これはちょっと話を聞こうということでお聞きしたんですけれども、吉松でも14匹ぐらい、石坂でも23匹、通古賀、高雄でも多頭飼いが崩壊があったと。青山でも飼い主死亡によって13匹の置き去り猫。そのほかにもかなりの活動をされているようです。

その方に聞くと、地域猫活動の基本というのはTNRと地域猫活動。TNRというのは、トラップ、捕獲、ニューター、手術、リターン、戻す。地域猫活動は、適切な餌やりを行い、避妊去勢手術を実施して、地域住民が管理して共生する。この基本は変わらないと思うんですけれども、それでそのボランティアの方に聞くと、太宰府市は個人ボランティアでTNRを行っている。お話を聞くと、個人的見解ですけども、市に対する信頼というかな、期待はゼロ。もうボランティアで頑張っているという意識が高いですね。

私は個人的にお金を使ったり、いろいろ時間を取ったり、予算的なものかなと思ったんですけども、予算ではなくて、地域との連携をリードしてほしい、行政に。共に地域猫に取り組んでほしいという要望がかなり強いようです。

県のガイドラインでも、1番に地域住民、町内会や自治会の役員などに問題点を確認し、解決に向けた取組について話し合う、これが第1ですよ。そういう計画を猫の個体把握、餌やり、トイレ、その辺の担当者などを決めていくというのがガイドラインになっていますけれど

も、そういう今までに自治会とか自治会の会長なりに、地域猫の理解を深めるような取組は持たれましたか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今のところ地域猫活動を行っている団体さんがおられませんので、これまでに自治会等での話合いの場を持ったということはございませんが、地域猫活動につきましては住民の理解が不可欠であることから、まずは地域猫という考え方について情報発信していくことが重要だと考えております。そのためにも、ホームページ、広報紙などを使って、地域猫という考え方について周知していきたいと考えております。その上で、活動団体さんから相談があった際には、自治会とのつながりが取れるようなサポートをしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） さっき言いました活動されている方が、今度は吉松のお宮の上のほう、5 号線に近いところで捕獲作業をされたそうなんです。そのときに公民館に車を止めてされていたんやけれども、自治会の公民館のほうからちょっと注意を受けて、何勝手に止めているんだと。駐車許可願を書いたらしいんですけれどもね、なかなかちぐはぐ。自治会がサボっているとも思わないし、そういうところの何か連携ができてないような。

お隣に住んである方に聞いたら、やっぱりずっと困っていたと。誰に相談しようかと思いがら、かなり猫が。その原因をつくっていた人が、その隣に住んでいた人が餌をどんどんやって猫を飼っていた。ところが、猫を置きっ放しに、もう引っ越されているんですよ。

だから、最初の県のガイドラインの第 1 段階であった自治会へ猫の把握をする。だけん、それを自治会のほうに市のほうから言っていただけると。僕も野良猫としてしか考えていなかった。その困っていた方も、猫が何かあれば自治会に報告。だけん、自治会が把握するというその辺の当たり前というか。僕も、あ、猫が多いなって感じる時があるんですよ。やっぱり猫に餌をやっている方を見ると、腹の中では困った人だなと思いつつながら声かけができていない。

だから、野良猫やなくて地域猫として、住んでいる方、自治会にまず報告しましょうと。自治会のほうから市のほうに報告。やっぱりこれはというところで動くような市の職員との連携というかな、何かその辺が出来上がっていかないと、なかなか解決しないんじゃないかなと。吉松だけじゃなくて、太宰府市どこも、やっぱり結構高齢の方で猫をいっぱい飼ってあったりとか、いろいろトラブルは起きていると思うんですよ。ぜひ具体的に自治会のほうに猫についての把握をしてくださいというようなその辺ができてないと思うんで、その辺はちょっと検討していただけますかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） まず、今徳永議員さんがおっしゃいましたような駐車場のこととかそういったことは、市のほうにご相談いただきましたら、市もサポートをさせていただきたい

と考えておるところです。

それから、実際に地域猫活動を行う際には、餌やりやトイレの場所、それから不妊去勢手術、地域への報告、新たな飼い主探しなどの役割分担を決めるための活動計画というものを作成することになりますが、その活動計画をつくる前に、まずは自治会と問題点を共有する必要があると考えておりますので、そういった解決方法をよく話し合うことから始める必要があると考えております。

先ほども言いましたが、今のところ地域で地域猫活動をしている団体の事例はございませんが、今後地域住民の理解が得られまして、取組が可能な地域等があれば、県のガイドラインを参考に進めていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） その辺が、今からの質問でやりますけれども、地域猫活動のボランティアの方がいないという前提なんですよ。まずそこを、次の質問で言うんですけども、ただその連携ができたなら、この吉松のお宮の上にあった引っ越された対応に対してうまくいったと思うんですよ。そこがうまくいくと、猫の餌やりをどうしようとか、トイレはどうするかという次の段階に進めると思うんですけども、今ばらばらな状態なんで、そこを一つずつクリアしていただきたいと思うんですけども。

だけん、筑紫野市の地域猫活動補助金団体登録の手続方法ということで、まず大前提として、地域猫活動とは、飼い主のいない猫の過剰繁殖、ふん尿による被害等を防止するため、地域住民の理解、合意及び協力の下で飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行い、頭数の抑制を図るとともに、適正な給餌、排せつ物の処理、新たな飼い主の探索、適正飼養の普及及び啓発など、地域住民が主体となって行う活動というふうになっているんですね、筑紫野市では。

だけん、やはりできればボランティアの方をして、捕獲するにしても、まずその自治体に行こうという、連絡をしようという、まずそこから。そのときに、市の職員と1回目は行っていただいて、やっぱり自治会の会長さんはなかなか地域猫活動にまだ、太宰府市の場合は理解できてない方が多いようなので、まず話をすると変わるんじゃないかなと思うんですよ。僕自身もボランティアの方と話をして、ちょっと野良猫から地域猫に意識が変わったんですよ。

だから、僕も最初、何年か前、環境課に行ったとき、さっきの猫を追い払う超音波ですかね、うち、犬を飼っていて、猫が夜中来て、夜中にワンワンほえるんで困ったものだって、その超音波を借りようかなと思ったときがあったんです。でもよく考えると、うちからどこからへ行っても、またよそのうちに迷惑かけるだけの話で、その辺の意識というかな、それを変えるためには、まず市が自治会のほうにいろいろまず地域猫について活動について把握してくださいと。そういうふうに自治会が下ろすと、住んでいる方も、猫が何かあれば自治会に連絡と。まずそこから何か始まるような気がするんで、お願いしたいと思います。

それで、先ほどから言っている地域猫活動団体の登録ですね。これが、私は3人の方とは話

したんですよ。意外と一生懸命されている。だけん、太宰府市にもいらっしゃるんですよ。今までにそういう地域猫活動の登録をしませんかというそういう呼びかけみたいなそういうことは、今までされたんですかね。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 現在、今議員おっしゃられましたいわゆるTNR活動をされていらっしゃる方がいらっしゃることは、市も把握しております。ただし、現段階では団体として地域猫活動を行うというところまではっていない状況のようでございます。そのために、本市では飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の補助事業を進めることにより、そういった市民の皆様のTNR活動を支援しているところでございます。

今後、地域猫活動について地域住民が理解し、合意した上で行われる活動に発展された折には、そうした団体に対して自治会への呼びかけなどサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 地域猫活動団体だから、そういう条件的なものはあるんですかね。2人でもできるんですかね。3人。何人以上とかそういう条件的なものが、筑紫野市ではいろいろあるみたいですが、太宰府市でもそういう団体登録申請みたいな書類みたいなのはできているんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今そういった登録という制度は、太宰府市ではまだ実際に制定しておりませんが、今後必要に応じまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり県の方針もそうやし、行政が全部じゃないと思うんですよ。そういう市民活動との連携でこの課題が解決できると思うんで、ぜひ地域猫活動団体の活動を増やすように、市としてもいろいろ検討していただけたらと思います。

不妊去勢手術なんですけれども、太宰府市の場合は何件でしたっけ。50万円、去勢手術で補助金を出していると思うんですけれども、そういう手続の条件みたいなのはあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 本市の不妊去勢手術費補助金の手続の条件でございますが、まず対象となる猫は生後6か月以上の飼い主がいない猫、補助金を受ける方は太宰府市民が対象となります。また、不妊手術と去勢手術いずれも対象としておりまして、補助金の額は雌1頭につき2万5,000円、雄1頭につき1万5,000円を上限といたしております。現在のところ、抗生剤等の追加費用については市民の方にご負担いただいているところでございます。

市としましては、限られた予算でできるだけ多くの方に飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を活用していただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） ボランティアをやっている方に聞いて、自分も確認はしてないんですけども、野良猫という証明をするために写真を正面とか全体を撮ったりとか、地域に住んでいる方のこれは野良猫だという署名をするような、そういう条件はあるんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員さんおっしゃられたような写真とか、それから2名の確認者とか、そういった書類をお願いいたしております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） お話を聞いたら、指定病院が4か所。1か所はもうやられてないということなんで、先ほど言われた抗生剤を追加請求されたりとか、地域猫活動にあまり協力的でない病院であったりとか、予約が必要だとか。吉松で捕られた方も、1匹なかなか捕れんで、3日連続で朝から、言ったようにですね。そう簡単に捕獲できないと思うんですよ、ボランティアでやっとして。そこで病院指定されると、なかなかやりにくい。

NPOの動物基金を使うと、病院に行ったら意外とやってくれる。県の補助金とか無料チケットとかそういう部分もかなりあると思うんで、ぜひそういう補助金一覧ですかね、もっと知らせてほしいなというのと、今後そういう地域猫の団体の方ができたら、今筑紫野市がやっているように立て替えとして後払い、どこの病院でもいいというのが、今筑紫野市らしいんですよ。

自分がボランティアでやろうとしたときに、どうも今のやり方だとなかなか広がりがないようなことなんで、その辺の今後の未来というかな、まず地域猫の団体をつくっていくということと、その団体の方に対しては不妊去勢治療手術を後払いでもいい、病院指定はなくしてもいいというようなことを検討していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 現段階の不妊去勢手術費の補助金につきましては、筑紫臨床獣医師会に所属しています市内の獣医師さんで対応可能な動物病院をお願いしているという現状でございます。それから、筑紫野市の場合は、活動地域の同意を得て、地域猫活動団体に登録した団体がその地域の猫を登録し、登録した猫を手術する場合には病院の指定をなくしていると聞いておりますので、本市におきましても地域猫の活動団体が地元の理解を得て猫の管理、手術などができるような状況になれば、検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 地域猫活動をやられている方に聞くと、自分が捕獲しよって、その近所の人にチラシを自分でまいたそうなんです。たら、以外と興味を持ってくくださる方も多いみたいなんで、太宰府市民の方もかなりいらっしゃると思うんで、まずは地域猫活動の団体の組織をしっかりとつくるように努力していただきたいなと思います。まず、そこやないかなと思います。

それと、やっぱり自治会への連絡ですかね、地域の協力を得るためには。今回吉松の人は、餌をどんどんやって、猫を残して引っ越されたけれども、亡くなる場合もあると思うんですよ。それで、いろいろ太宰府市内でも猫についてのトラブルというのは多いと思うんで、強制的にその人に言うんじゃなくて、自治会で話し合って、自治会の人、そこの人なら俺知っとうって、ちょっと話そうって。もしくは、猫活動のボランティアしているとか、地域猫をこうやって頑張っていますよという理解する。それでも駄目なら、市のほうが強制的に、何か段階を追って対応できるようになったらいんじゃないかなと思います。

市長のほうに最後見解をお聞きしたいと思うんですけれども、地方創生とSDGsということで、持続可能なまちづくり、地域活性化に向けた取組の推進に当たり、SDGsの理念に取り組むことで政策の全体最適化、地域課題解決の加速化を相対効果としてSDGsを原動力とした地方創生を推進しますということで始まって、福津市でも指定を受けて、令和元年からもう手探り状態で始まったみたいですね。この前視察に行かせていただいて、キッカケラボということで日常的に活動してあるんですけれども、そこは市の職員が2名、市民の方が2名なんですね。NPO法人。やっぱりずっとやっていく中で、市民活動の情報交換する中でいろいろうまく結構回り出しているようなんですよ。

太宰府市でもいろいろな市民活動の方で今やっているんですけど、とにかくこの地域猫についても市民活動なしではうまくいかないと思うんですよ。

数年前、太宰府市民じゃないけれどもかなり熱心な方が、通古賀のほうのアパートの2階、もうごみ屋敷。もうトイレも入れない、お風呂も入れない。4人ぐらいでそのごみを2日間かけて出して、そのとき10匹ぐらいおった猫に対して去勢手術を行って、そのことで僕に連絡があって、市のほうに確認して、生活保護なのか年金なのか、そういうことにつながっていくんじゃないかなと、極端なんですけれどもね。

少なくとも、でも多頭飼いの高齢者の方は今から増えていくと思うんですよ。この地域猫というのは福祉につながる。行政だけではどうしようもないけれども、そういう市民活動の地域猫活動の方と連携していく上で、これは太宰府市の高齢化、やっぱり高齢化も多いし、猫を飼っている方も多いんで、必ずトラブルは起きてくると思うんで、ここをぜひ充実させていくためには、市長がこうしますよというのを言っていただけるとありがたいなと思ってお聞きします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） なかなかこうしますと的確に言えるか分かりませんが、いずれにしても、この地域猫の問題だけではなくて、先ほど言われましたように福津市でのキッカケラボというんですかね、こういう取組もあるとお聞きをしておりますが、私としては新しい公共というような言葉の中で、職員だけでも手が届かないそうした地域の実情が多々あるでしょうから、そうしますと、地域の実際の市民の方のお力をもっともっと借りていかないといけないと、歩み寄っていかねばいけないと。そうした中でこの地域猫の活動も含めて新しい何

か協議体、これはもう福祉、教育、全て、公共交通もそうですし、関わってくることだと思いますので、そうしたまずは対話から重ねていって、そうした協議体の必要性なども見極めていきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） ぜひ、やっぱり市民活動、いろいろな部分はあると思うんですけども、まず地域猫もやっぱり市民活動との連携でしか解決しないと思うんで、そのためには市長の来年の施政方針にちょっと1行か2行載るぐらい、ちょっと地域猫についても書いていただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8 番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時50分まで休憩します。

休憩 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7 番 木村彰人議員 登壇〕

○7 番（木村彰人議員） それでは、通告に従い2件質問いたします。

最初に、指定管理者制度による適正な公共施設の管理についてです。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公共施設の管理に民間の能力、ノウハウを活用しつつ、経費の節減と住民サービスの向上を図ることを目的としています。本市においても、そのほとんどの施設が指定管理者によって管理、運営されていますが、本来の目的である行政改革になっているのか、常にチェックする必要があると考えます。

そこで、令和7年度末に指定管理の期間が終了する太宰府市総合体育館及び太宰府史跡水辺公園、市民プールの施設管理に関して、これから次期の施設管理に向けた手続きが始まることから、3点伺います。

1 項目め、両施設の現状の管理状況について。

所管課による監督の実施状況と、所管課と指定管理者それぞれによる評価の内容について伺います。

2 項目め、施設の維持補修の状況と精算返納金について。

指定管理料の中で修繕を行う場合、使用しなかった分は年度末に市に返納しなければなりません。施設の維持補修の実施状況とともに、不用額の市への返納は適切に行われているのでしょうか。

3 項目め、次期の指定管理者の募集方法について。

来年の3月までに指定管理制度を継続するかを判断し、4月に募集方式を決定、4月上旬に

は指定管理料額の積算をするなど、次期指定管理者の決定に向けた手続が始まります。今までの管理者選定手続を総括した上で、どのように指定管理者の選定に生かすのか、見解を伺います。

次に、2件目は、第3期総合戦略は期限までに策定できるのかについてです。

我が市にとって市政運営の指針となる総合戦略は、現行の第2期総合戦略が今年度末に期限を迎えることから、令和6年3月議会においてその策定の見通しについて質問したところ、市長から令和6年度中にはつくりますとの回答をいただきました。その後の進捗についてですが、総合戦略の策定を担うまちづくりビジョン会議の開催状況は僅か3回の実施にとどまっており、策定の遅れが危惧されます。

そこで、現在策定中の第3期総合戦略に関して2点伺います。

1項目め、第3期総合戦略の策定の進捗状況について。

これまで実施された3回のまちづくりビジョン会議ではどのような成果があったのでしょうか。今年度も残すところ3か月余りとなりましたが、議会に対する次期戦略の内容説明はいつになるのでしょうか。現在の進捗と今後の策定スケジュールについてご説明ください。

2項目め、第3期総合戦略の策定プロセスと市民参画の方法について。

策定プロセスで特に重要とされるのが市民参画です。しかしながら、現行の第2期戦略においては、パブリック・コメントが唯一の市民参画だったという残念な結果でした。第3期戦略の策定ではどのように市民参画に取り組むのでしょうか、楠田市長の見解を伺います。

以上2件についてお伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、両施設の管理状況につきましては、指定管理者制度を導入し、現在はシンコースポーツ九州株式会社を代表企業とし、構成企業の西鉄ビルマネジメント株式会社で指定管理業務を行っており、シンコースポーツ九州株式会社が主に運営を、西鉄ビルマネジメント株式会社が施設の維持管理を担っております。

民間企業の効率性、専門企業のノウハウ、ネットワーク等を活用した管理運営を行うとともに、維持管理におきましては、施設の美観と衛生面を維持向上させるための適正な清掃管理業務と、電気設備、機械設備、その他の設備機器は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、必要な運転、監視、日常点検、調整及び法令点検等を実施しており、地域の利用者の皆様に安全で快適な施設を提供できるよう努めております。

次に、2項目めについてですが、施設の維持補修につきましては、年間事業計画書の点検計画書に基づき毎月点検を実施し、不具合箇所を報告いただいております。修理修繕は優先度の高いものから適宜実施しております。また、シンコースポーツ株式会社、西鉄ビルマネジメント株式会社、スポーツ課の3者で毎月定例会を開催しており、運営状況及び施設の維持管理の実施状況、修繕予定等、情報共有を行っております。

精算返還金につきましては、両施設の修繕料は施設ごとに上限額が決められており、上限額を超えない場合は精算を行うものとしております。反対に上限額を超える場合は、その修繕費の金額を問わず、原則的に市で修繕を行うこととしており、補修、修繕を行う場合は、事前に市と協議した上で実施することとしております。

次に、3項目についてですが、次期指定管理者の募集方法については、公募を基本と考えております。詳細は、指定管理の仕様の決定時期に判断してまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まず、今回、皆さんのお手元にはこの1枚の資料、表裏ですね、それを配付させていただいております。この資料を見ながら一般質問を聞いていただきたいんですけども、まず最初に、指定管理者制度による適正な公共施設の管理についてですけども、1項目め、両施設の現状の管理状況についてお尋ねするわけですけども、そもそも現在の指定管理者は契約前からの不祥事がございまして、その不祥事からのスタートだったと思います。それはもう記憶に新しいことだと思います。それは忘れてはなりません。これが令和3年12月議会から令和4年3月議会にかけて、議会のほうでも非常に悩んだところです。不祥事のために、12月議会に指定管理者の選定議案を上程できず、異例の3月議会での議会同意を取り付けたという流れだったと思います。

そこで、ここ大事なところなので、改めてお聞きします。

その不祥事、再確認させていただきたいんですけども、その不祥事とは何だったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 先ほどこのペーパーを受け取りまして、ちょっとどういうふうに説明しようかというふうに困惑しておるところでございます。

基本、令和2年に、管理上の写真がちょっとダブっているというようなことが実はございました。それで管理について非常に疑義があるという形で、市民の方からもご指摘いただいております。その当時、ちょっとミスにもやっぱりほどがあるという形で、当時の指定管理者を呼びつけまして叱責しておるところでございます。その結果、十分反省の弁がございまして、ダブルチェックをしていくと、申し訳ないと。所管のほうも、スポーツ課のほうとしても基本、担当とあと係長なりがダブルチェックしていくということも検討いたしまして、善処されたものでございます。

あと、この件に関しては、令和3年の総務文教常任委員会のときに説明させていただいて、一定納得していただいているところでございます。

また、この不祥事というふうなこの表現も、これもなかなか難しい表現で、もちろん不祥事と感じられる方もいらっしゃると思いますが、基本的な状況を勘案して、その管理者とも協議して事情聴取した結果、やはり書類の不備というような形で今判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ちょっと私の感覚と大分違うんですが、それはもう受け取られ方かもしれませんが、そのとき、まず清掃業務の報告書に同じ実施状況写真を使い回しをしていた。報告書の不備にとどまらず、本当に清掃業務が行われていたのか疑義があると。結局はこれ、はっきり分からなかったですね。指定管理者に猛省を促し、当時の副市長自らが議会各会派に個別説明を行い、何とか議会の議決を取り付け、承認を得たと私は思っています。

これについては、当初から、もう契約前からこれつまりいとするわけですがけれども、現在の総合体育館と市民プールの指定管理業務、このような不祥事から始まったことを肝に銘じ、指定管理者は業務に当たり、担当課は監督を行うべきところだと私は思っております。もちろん議会もです。

そこで、本当に心の底から不祥事を肝に銘じて市は業務遂行に当たったのか、もう一回お願いします。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 当然、こういうことが起きて、これは起きてはならないことでございますので、きちんとそこら辺は善処して、職員も一丸となって対応していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら進みますね。

2 項目めの件なんですけれども、施設の維持補修の状況と精算返納金についてなんですが、まずこれ、契約、その後、施設管理についての一般質問がなされております。これは舩越議員による指摘事項、令和 4 年 9 月議会です。それを振り返ってみたいと思います。

その指摘事項は何だったのかというと、指定管理者の施設の維持管理業務において、修繕費、ドアクローザー交換に30万円、受水槽の清掃20万円と、これら高過ぎる修繕費から、修繕費予算の使い切りが疑われたというところでした。もう一つ、点検業務ですね。体育館の音響設備の点検、年 2 回、これ 1 回あたりに 2 日間です、236 万円を支出と。これは高過ぎる点検費用の正当性への疑義。

これについて改めて、これもしかしたら、今時間が経過していますので、かなり事実関係が分かったところで市の考えも変わったかと思えますけれども、もう一度この 2 点についてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 今ご質問ありました過去のドアクローザーの件から申し上げます。

ドアクローザーにつきましては、いろいろな業者の部分で比較検討いたしまして、金額といましては、私どもといたしましては適正な金額でされているということで考えておるとこ

ろでございます。

それともう一つ、音響の点検につきましても、専門的な保守点検を年に2回やっているのが事実であります。原課にて他社にも見積りを取ったところ、大きな開きがなく、適正な金額であると考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 全然前回と変わってないですね。前回の回答は、担当課長と副市長よりご回答いただきました。金額の妥当性を確認しております。適正な維持管理に努めたいと始終答えるばかりで、今回もそういうお答えだったと思いますが、ちなみにドアクローザーなんです、私、先日確認しましたがけれども、ほぼほぼ9割方破損しております。30万円もかけたのに。

でも、ちょっと言いますと、あれドアクローザーじゃなかったです。開きどめでしたね。ある角度より開いたらいけないというところで、それを制御するための開きどめでしたので、これ、ドアが戻るというようなドアクローザーじゃなくて、ある角度より開かないようにするためだったので、あれ、設計がちょっとおかしいんじゃないかという話で、ちょっと担当課とお話ししました。ドアクローザーという形ではまず無理です、あの扉を止めるのはね、まず無理。

これ、舩越議員の指摘は、総合体育館の指定管理における重要な問題を鋭く指摘したものでしたが、市の回答には反省の弁もなく、改善に向けての具体的な行動方針も述べられず、やり取りを聞いていて私、非常に残念な思いでした。

舩越議員の指摘事項を引き継ぎ、さらに深掘りしたいと思ったわけですが、そこで、まずこの修繕費にこだわるわけなんですけれども、注目するわけですよ。この修繕費というのは、これは修繕状況と修繕額の収支、これが一事が万事、その指定管理者のこの管理業務に対する誠実さや施設管理全体のよしあしにてきめん表れてくるものだと思います。これ、指定管理料全体としてはこの修繕費は少ないんですけれども、ここにてきめん表れるという話ですよ。だから、ここを注目することによって、今の指定管理状況、運営じゃないですよ、この施設管理に関してしっかりその状況が分かってくるんだというところで見ていきたいと思います。

まず、資料ですね。この横の資料ですね。横書きの資料です。これは指定管理者により管理されている総合体育館、市民プールほか2つの公共施設について、修繕費の予算額、決算額、その余った残額の市への返納額を令和元年から令和5年までの5年間を一覧表にしたものです。総合体育館の5年間を見てみると、令和4年3月議会で舩越議員が指摘した令和3年度の収支は、これ100万円の修繕費予算に対して返納金はなし。使い切り。これ、指摘の影響でしょうかね、令和4年度の収支は予算の半額51万円に激減しております。

まず、質問します。この減少の状況は、何かしらの改善がなされた結果でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、実際令和4年度となりますが、やはりいろいろ補

修をする中で、実際のところ……。ちょっとすみません、資料を見させてもらいます。

努力といいますか、やはり優先度等もありまして、その中でまず安全に使えることを優先しておきまして、そういうところを使った上で、その年度におきましてはこの決算で終わったということになっているかと思います。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら続きまして、市民プールの 5 年間を見てみたいと思います。

令和元年、令和 2 年ともにほぼこれ予算額の 150 万円を使い切る形ですね。使い切ったわけですけども、注目したいのが令和 3 年度。修繕予算が年間 150 万円から 300 万円に倍増をとるんですけども、これはどのような原因があったんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、令和 3 年度から指定管理の契約が切替えになっております。そういう中で、それ以前がやはり 150 万円ということで、修繕の部分を経過を取っていくと、やはり夏頃に使い切るような形で、結構頻繁に修繕が出ていたということで、見直しの中で指定管理の計画をする中で、修繕料は倍にしていこうということでの 300 万円になったということで聞いております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そうなんです。この市民プール自体がもう築年数かなりたっていますので、かなりいろいろなところが傷んできているという認識でおります。令和 5 年度にもかなり大改修をして、夏場のプールができなかったということもありますので、大改修以外にも、指定管理者が行う修繕箇所としてもかなり多くなっているから、150 万円ではなかなか足りないというところで 300 万円にされたんだと思いますが、ここで質問ですけども、予算が倍の 300 万円になったにもかかわらず、300 万円をそのままその後もずっと使い切りなんですよ。例えば 150 万円で足りなかったというところで、契約時のタイミングで 300 万円に変えた。そしてたら、普通だったら、150 万円でできなかったものが例えば 250 万円で、300 万円というのはかなり余裕を持った予算設定で適切だったのかなと思うんですけども、その当年度からもう 300 万円使い切りなんですよ。その後もずっとそうです。これはどういう状況と理解すればいいんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり先ほど言われましたように老朽化ですね。老朽化に伴い、修繕する箇所が非常に多くなってきたというのは現実問題だと思っております。そういう中で、予算の範囲内でなかなか 300 万円に上げては収まらなくなっているというのが現状です。

先ほどの回答でも言いましたように、ガイドラインの中にも書かれていますが、予算額を超えて修繕する場合は市が直接修繕するということになっておりまして、予算額に合わせた形になっております。市としましては、公共施設の改修需要に基づき進めることで考えているところなんです。なかなか市全体の公共施設等のバランスといいますか、そこいらの分もありま

して、なかなか私が思っている計画どおりにはいっていないのが現状であります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そうですね、先ほどご回答にありましたね。上限額を超える場合は、その修繕費の金額を問わず、これ原則的に市で修繕を行うというところで、業者としては非常にありがたい。

ちなみにこれ、300万円予算がつきまして、令和3年、令和4年、令和5年、全てこれ使い切りなんですけれども、恐らくこれ、この予算額を超過した修繕を行っている。それで、それについては超過する部分は市が負担されたと思うんですけれども、ちなみに実際のこの300万円、300万円、300万円、これ3年間ですね、どのくらい超過していたんでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 話を指定管理の中で含めると、超過は木村議員が明示されているとおり、例えば市民プールの令和3年であれば300万円の予算に対して決算額が300万3,915円、3,915円超過していたということで結構かと思います。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ちょっと内容が分かんないですけれども。

そしたら、これ額だけではなくて、修繕内容についてちょっと見てみたんですけれども、総合体育館も市民プールも両施設ともに交換作業がやたらと多いんですね。部品の交換です。特に体育館については、ドアクローザーを交換したというのは何となくイメージできるんですけれども、ほぼほぼ交換です。部品交換。特に新しい施設で、もう数年後に部品交換がやたら出てきて、それで満額修繕費を使ってしまうというのは、非常に私ちょっと理解できないので、そこら辺をちょっと詳しく説明していただきたいんですけれども、これ、交換作業がやたら多いんですが、これは不自然だと思います。

これ、ちなみに現場での確認ですよ。交換する前に、ここが不具合があるよと。当然、5万円でしたっけ、それ以上のものは修繕するときは協議していらっしゃると思うんですけれども、それ以下のものについてもです。これ、現場で確認したのか、もしくは、これ部品の交換ですので、交換した後に、破損した不具合の部品ですね、確認するような担当課の立会いなりをやっているのか、ちょっと確認させていただきたい。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 老朽化につきましては、部品交換は当然あると思います。その中で私どもも、会計年度任用職員ですけれども、元技師の職員も配置しておりまして、そういう中で事前に、申請が上がってくる分は当然その中での技術的な部分でちょっと見たり、交換すべきものは交換していくということで、チェックはかけているということで考えております。ということです。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） それは写真等で確認できますか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 写真等で確認できます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） この修繕費の満額使い切りに対する疑義ですね、これ白黒つけられないんですけれどもね。私、考えたんですね。これ何で満額使い切りなのか。まず、その1、偶然予算にぴったりだった。その2、予算以上の修繕費をやっており、超過分を、先ほどのお答えですよね、市が負担した。3 番目、修繕内容とその額にそもそも不明な点が実はあるんだけれどもと。このどれでしょうかね、うちの場合。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 特にプールというのはポンプ系が多いですし、だから軸受とかそういうふうなので修繕費がどんどんかさんでいく。やはり循環をさせなくちゃいけませんから、そういうふうな消耗品が特に老朽化するとたくさん出てくるというふうなことでございますね。

要は、これから、これを客観的に見ますと、要は市民プールについては300万円の修繕費じゃやっぱり足りないということだと思えます。ただ、その修繕するものというのは、もうすぐに緊急的にしなくちゃいけないもの、それからもうちょっとまだ我慢できるかなと、耐用年数からしてまだ我慢できるかな、それからもう少し、あと三、四年頑張ってもらおうというふうな、そういうふうないろいろなその部品によって替える時期というのがやっぱり異なってくると思えますよね。よければ、予算がたくさんあれば、もう全部替えてしまえばいい話ですけども、300万円しかないという話になれば、その300万円の範囲内で緊急度に応じて適正に改修なり修繕をしていこうというようなことというのは、それほど私は変なことだとは思わないです。

ただ、課題としては、残った分をどういうふう処理していくかということなんですね。それはやっぱり担当課と指定管理者がきちんと話をして、これは予算外だけれども、緊急的に市役所がやってくださいよという話はしているはずなんですよ。そういうふうな役割分担でやっておりますので、特に古い施設についてはこういうふうになる可能性については、それほど私は不思議ではないというふうに感じているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 今副市長のお答えを聞いていて、悪くなったのを適宜替えていくということですよ。それ、まず間違いですよ。これ、公共施設においては予防保全というような考えがありまして、特に定期的に検査して、悪いものは年次計画を立てて定期的に替えていく。その都度悪いところを替えていくというのを修繕費で賄おうとすること自体が、そもそもおかしい話であって、予防保全できちんと計画的に悪いところを、市の予算ですよ、改修していけば、この指定管理者の修繕費にこういう形で負担が来なかったように思っています。そう思います。

次、この縦型の資料についてです。

これは、太宰府史跡水辺公園市民プールの管理運営業務の実施状況です。これは点検による不具合箇所について、令和4年度の月次報告を一覧表にしたものです。不具合継続箇所が40か所以上ですね。年度末には48か所になっております。ご確認いただけますか。新たな不具合の発生に対して処理が追いつかない状況、未処理が全然減らない状況なんですけれども、この状況について、まず300万円の修繕予算を毎年使い切っているにもかかわらず、先ほどはそれより超過してやっているということなんですけれども、不具合箇所が全然減らない、むしろ微増する傾向なのですが、ご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 当然予防保全というのは重要な視点で、そういうふうな形に移行していく必要があるかと思います。

この未処理がなかなか減らない、微増していくということもございますので、こちら辺については指定管理者と重々所管が協議して、改善の方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これ、指定管理者任せの修繕費じゃあ対応できないということを、この資料は表しているような気がするんですけども、ちなみにこれ、令和4年度末は48か所残っていましたね。それが翌年度の令和5年度、私これ、資料取れてないんですよ。令和5年度にはこの令和4年度の不具合箇所48か所の未処理継続がどのようになったのか教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） すみません。ちょっとその資料を持ち合わせておりませんので、数字が勝手に動くといけませんので、すみません、ちょっとお答えができません。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 体育館からプールに及んでいるわけですけども、これ、市民プールについては300万円以上のもう使い切りですよ、使い切り。なおかつそれ以上の修繕をやっているということで、これ、施設そのものがですよ、指定管理者が何とかするような状況ではないということを如実に表しているような気がしますね。そもそもこのプールを例えば建て替える、再編するというようなそういうところにいつているのじゃないかと。そういう施設を指定管理に出して、その現れがこの300万円以上の修繕費が毎年かかっているということではないかと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） すみません、ちょっと私も全て定かではないんですけども、いずれにしても、先ほど来お聞きしていますけれども、必要な修繕をしっかりとしながら、やはり市としてもそうした指定管理者で仮にお金がかかっていくようなことを防ぐための予防的な保全を先んじてやるということであれば、そうすべきでしょうし、いずれにしてもいろいろなやり方の中で、できる限り利用者の方にもよい形で、また市としても指定管理者としてもできるだけ

無駄なことがないような形でやっていければと思ったところです。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、このプールに関してもう一つ。公共施設の総合管理計画第 2 期、その計画書の中を読みました。その中には、この市民プールは、これもうやめる方向で検討をするというふうに書いてありましたね。これ、この修繕費がずっと 300 万円以上増嵩している、毎年続いているのに関係しているんでしょうかね。これ、近々再編しなくてやめるというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 総合管理計画の中では、用途廃止を検討するという形でございまして、用途廃止するというふうには書いてないわけでございます。やはり、要するにそれだけの市民の需要があるかどうかというのが大きな課題であると思います。

先ほど例のスケートボードパークの件でも市長がお話しされましたけれども、結局それがいつまで続くかというのは大きな問題で、基本的にそれがある一定、何か需要が少なくなれば別の用途変更をしていくということも考えるではありまじょうし、その次元の話として市民プールに言及しておるようなところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 安心しました。この施設については、もう 20 年以上前からずっと夏場の市民の非常に楽しみというか、好評を得ている施設なので、そういうふうな書きぶりがあったんで、これ、もう閉めてしまう方向なのかなと思ってちょっと危惧しておりました。

しかしながら、これ 300 万円を超す修繕費というのはちょっと異常ですよ。これ、超していることで市がかぶるからオーケーじゃなくて、まずこの内容はしっかり検証するべきだと思います。

これ、議会議員が注目しとるところなんですけれども、この両施設の指定管理者の管理状況について。

一方、これ、市民有志による施設管理の情報開示請求がずっと続いているというふうに私聞き及んでおります。これに関して、市民はどのような情報を請求されているのかお答えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） これにつきましては、やはり管理上のいろいろな点について、市民の方が疑義に思われていることをお尋ねされているということになります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そうですね、それらの資料、これ、ただ請求しているだけじゃないんですよ。目的があるんだと思います。じゃなくて、目的があるはずなんです。それは何を目的にしていると担当課の方はお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほど言いましたように、指定管理を受けている事業者さんにおいて、管理上の適正なもの、例えば人員配置とかですね、そういうところはそういうふうなのを疑義を持たれているんですけども、私どもといたしましては、当初考えていた部分で適切にやられているということで協議をさせていただいているということになります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） その目的なんですけれども、私が思うに、これ、皆さんが情報公開している目的としては、まず施設管理の改善ですね。それと、市民による行財政改革を市民自らがやられているんじゃないかと思います。

それでは、なぜ市民による情報開示がいつまでも続いて終わらないのか、これ担当課としてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） やはり長い期間続いておりますので、そういう部分は改善していかないとはいえないと思っております。今度の、今後更新に向けてというところでは言われている分も参考にさせていただきながら、またそういう部分を考えていきたいというところでは、担当課では今思っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 恐らくこれ、情報開示が終わらないのは、施設管理の状況に改善が見られないからではないかと思います。これ、情報開示してやり取りしたところで、改善が見られたら、多分ずっとやりませんよね。だと思います。

そこで、このやり取りを横で聞いていて、市民による情報公開、これイコール行財政改革の取組だと思います。それを目の当たりにされた市長のご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 一般論も含めてですけれども、やはりできる限り市民の方、もちろんまず議員の方、議会の方、そうした方々に可能な限りいろいろな情報を共有しながら、ご相談をしながら、丁寧に市政を進めていくべきという観点から、可能な限りそうした努力をさらに続けていきたいと感じております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） もうかなりこれ、情報公開が続いて長いんですけども、なかなか現場のほうでは解決できない状況。それを楠田市長も聞き及んどると思いますけれども、これ、ただ担当課に指示するだけでは、私、解決しないと思うんですよ。指示するだけじゃなくて、担当課を何とか、思うに技術的なところからバックアップ、それは副市長の仕事でしょうかね、バックアップしてやることによって解決できるんじゃないかって、私はそういう気がしておりますけれども、いかがですか、副市長。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 市民の皆様、それから議員の皆様のご意見も重々拝聴してきました。そこら辺は至らない点多々あるかと思いますが、できる限り改善をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、これはしっかり、担当課任せじゃなくて市全体で、特に技術的なところというのは現場のほうは多分手薄であったりすると思いますから、そこら辺、これ本庁舎内の他部局の技術支援というのは非常に重要じゃないかと思っています。

そこで、これ3項目めですね、次期の指定管理者の募集方法についてちょっとお伺いしたいんですけども、5年に一度の指定管理者の変更機会は、よりよい指定管理者を選定して、行財政改革を進める絶好のチャンスと私は考えています。間違っても今までの指定管理料額を見直さないまま、参考適用することはあってはならないはずですよ。根拠に基づく積算ですよ、ガイドラインにも積算と書いてあります。積算により、しっかりと指定管理料額の見直しを行うことが重要ですが、最後にこれ、市長のご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと至らなければ、副市長なり担当から補足をさせますけれども、先ほども申しましたように、やはり完全にご満足いただく形というのはなかなか難しいところもありましょうし、私も技術的なことはなかなか不得手なところもありますので、また一般論になってしまいますけれども、やはりこうした様々な補修なりそうしたものが行き届いて、そして市としても様々なそうした技術的な面も含めて、また様々な外部的な力もお借りしながら、こうしたことを適正に行っていく、できるだけ無駄なそうした支出がないようにしていく、そうしたことを今後もさらに追求していかなければいけないと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この両施設に関しては、来年度が5年に一度の指定管理者の変更のチャンスですね。これを行財政改革にしっかり生かしていただきますようお願いして、1件目は終わります。

2件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、現在の進捗としましては、本年度期限を迎える第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を行いつつ、次期総合戦略の素案を作成し、11月25日に開催しました第3回総合戦略推進委員会、まちづくりビジョン会議にて議論いただいたところです。

今後は、引き続き総合戦略推進委員の意見などを踏まえながら、次期総合戦略（案）を作成し、パブリック・コメントなどを経て本年度内に改定を行う予定としており、議会への説明に

ついても可能な限り丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、現戦略である第2期総合戦略の策定におきましても、内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きにある、住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、市内在住者や市内で事業を展開する方をはじめとする17名から成る総合戦略推進委員会及び市職員をメンバーとした総合戦略ワーキンググループにて協議を行い、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、広く市民の皆様のご意見をいただいたところです。

また、議会の皆様へは、議会連絡会にてパブリック・コメントの実施についてご報告をさせていただいたほか、議会一般質問や施政方針などを通じ、累次にわたり説明を行ってまいりました。

このように、当時から実践しています、幅広く市民の皆様のご意見をお伺いし、策定に至るまでのプロセスを重視するスタンスは保ちつつ、現在は世代や性別を超えた19名から成る総合戦略推進委員会でのご意見及び関係部署にて策定した各事業などの内容を庁内の会議にて精査するなどし、素案を策定した後、パブリック・コメントを実施するなど、市民参画を意識しながら策定を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） まずちょっとお伺いしたいのが、第2期の総合戦略の総括を行ったということですが、まちづくりビジョン会議の中で総括を行った、あまり長いとあれですね、その要点だけをちょっとご説明いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 総括についてですが、まずは庁内関係部署から作成した各事業などの内容を精査し取りまとめ、8月22日に開催しました第2回まちづくりビジョン会議において議題として審議いただくなど、ご意見を踏まえ総括案を作成しております。また、現在も引き続き、次期総合戦略の改定作業と並行して総括を進めております。

その内容についてですが、総合戦略は4つの基本目標と31の施策、84の事業から構成されております。84事業についての各指標の達成状況や取組内容などから評価を行い、その評価を基に31施策の評価と4つの基本目標の総括、評価を現在も進めているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ちょっと注目しております市民参画の部分ですね。ちょっとポイントが私、よく分からなかったですね。もう一回簡潔に、具体的に市民参画、どの部分が市民参画になっているのかと。これ、内閣府が示すガイドラインに従ってというところだと思いますけれども、市民参画って本市においては何なんでしょうかね。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 市民参画についてでございますが、まず1つは、パブリック・コメントを今後実施予定としております。また先ほど議員がおっしゃられま

した内閣府の地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きにあります住民、産官学金労言士の参画と推進組織を踏まえ、総合戦略推進委員会の委員は、市内在住の方や市内事業所に勤務する方、また市内で事業活動をする方などが多くおられ、様々なご意見をいただきながら改定を進めておるところでございます。

こちらの市民の定義につきましては、自治基本条例の第3条においても、市内に住所を有する方、市内にある事務所または事業所に勤務する方、市内にある学校に在学する方、市内に不動産を所有する方、または市内で事業活動その他の活動を行う方もしくは団体という定義でございますので、現19名の委員中、この定義によりますと市民の方は11名参画いただいております。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 19名中11名が太宰府市民って、すごいですね。私、ちょっと予想外だったですけどもね。

この第3期総合戦略を策定するまちづくりビジョン会議なんですけれども、確かに19名いらっしゃって、市民がかなりのメンバー入っていらっしゃるということです。なんですけれども、これ、出席率がやたら悪いんですよ。これ、本当に機能しているのか、私傍聴しましたがけれども、毎回リモートという方がいらっしゃいますよね。ほぼほぼこの現場に生でライブでいらっしゃるという方は少ないんですよ。これで本当に活発なやり取りになっていると私は思えなかったんですけども、本当にこれ機能しているんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 今年度の総合戦略推進委員会でございますが、現在まで3回開催させていただいております。当初想定しておりましたスケジュールにつきましては、今の段階で案までつくり上げるということにしておりましたけれども、そちらについてはスケジュールどおり進めておるところでございます。

会議についてですが、3回の会議の開催をしておるところですが、その開催していない間も、メール等でのやり取りで委員の皆様から随時ご意見等を賜っておるところで、今現在進めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、もうあまり時間がないんですけども、これ、パブリック・コメントの素案ができれば、ほぼほぼ98%、第3期の総合戦略だと思いますが、これ、前回まで第3回のまちづくりビジョン会議、次の会議でもう素案が出てくるという形で考えていてよろしいんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 年度内の総合戦略改定に向けまして、総合戦略推進委員会につきましては、次回はパブリック・コメント実施前に会議を開催し、次期総合戦略案を議題とする予定にしております。その後、パブリック・コメントを実施後に、また再度

会議を開催し、パブリック・コメントなどでの意見を踏まえた次期総合戦略最終案を議題とする予定としているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） そしたら、ちょっと私確認したかったところが、議会に対する次期戦略の内容説明ですよね。もしかしたらこういう形で素案をパブコメにかけますというような形で、それが議会に対する説明とお考えですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来担当からの答えも含めまして、もう一度ちゃんと改めてご説明したいと思いますが、まず、今回第3期の総合戦略は、いろいろなタイミング的なものもありまして、特に第2期の総合戦略につきましては、私が1期目、いろいろな政策、公約に基づいて、新たに私自身の市民の皆様に託された様々な思い、期待の中でつくるということの中で、可能な限りの思いを込めてつくりました。

しかし、その2期目のまず選挙に当たっての公約として、この総合戦略は既にありましたので、2期の、そこをやっぱりポイントにして公約もつくり上げたという意味では、1期目からまたつくった分と今回つくる分というのは、おのずと既にもう連続性が保たれている形でありますので、基本的には2期と3期はそこまで大きく変わらないし、変えられないというようなタイミングだと思っています。

そうした意味では、議会の方にもそうした基本的には変わらないということも含めて、できるだけ早い時期にご説明をし、そして市民の方にもご意見を広くいただいて、そして第3期の総合戦略としてのまずはスタートを切りたいと考えています。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） これ、パブコメにかけますよという通知だけじゃなくて、市長はかねがね、今回丁寧な説明を心がけるといふような発言がいっぱいありますので、この第3期総合戦略についても丁寧な説明を心がけていただきたいと思います。

そこで、第3期総合戦略は目下策定中ですが、ちなみに来年度予算は総合戦略に基づくもの、整合性があるものと考えますが、ご見解を伺います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 既にそうした部分も込めているんですけども、いわゆる第2期の総合戦略に加えて、最近の皆様にお示しをしております施政方針での重点項目なども当然連動して、こうした第3期に入っていくという意味では、既に本年度の予算にもこの総合戦略の中身なり、第3期の先取りの予算というものもございまして、そうした意味では、当然来年度もこうした第2期、第3期の総合戦略、ちょうど端境期でありますけれども、そうしたもののなかに入り込んでいきたいという思いであります。

○議長（門田直樹議員） 7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） ありがとうございます。

先般のスケボーパークしかり、体育館の空調設備の設置しかり、スピード感のある楠田市長の英断に市の職員がついていけないのは、ひとえに本市に中・長期計画がないことにゆえんしているとかねてからずっと考えております。早々に第3期総合戦略を策定され、一刻も早く我々議会に丁寧な説明をされることをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで13時20分まで休憩します。

休憩 午後0時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました4件について質問いたします。

1件目、太宰府市人権センターについて伺います。

太宰府市人権センターは、太宰府市人権センター条例第1条に、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として太宰府市人権センターを設置するとあります。これに基づき、南隣保館、南児童館、南体育館が設置、運営されています。この3施設の利用の現状と今後の活用について2点伺います。

1点目、人権センターを一部地域住民に限らず、あらゆる障がい、差別を解消するために全市民対象利用施設に変え、さらには条例改正も検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

2点目、施設の老朽化対策です。

令和2年9月定例会で行った教育支援センターの老朽化対策についての一般質問では、公共施設等総合管理計画に基づき、他の公共施設と総合的な対応を図っていききたいと回答がありました。同計画では、老朽化対策として複合化、統合という考え方も示されていますが、人権センターの老朽化対策のその後の進捗と計画について伺います。

2件目、米海軍の輸送機オスプレイが太宰府市上空を通過したとされることについてです。

去る11月14日、福岡空港離陸後、太宰府市上空を通過しているオスプレイを目撃、爆音を耳にした市民から不安の声を聞いています。新聞報道等がありましたが、九州防衛局から事前情報があったのか、また市民の安全を守るため、市としての対応等、その後の経過について伺います。

3件目、学童保育所の指定管理者の指定についてです。

令和7年度からの指定管理事業者が選定された経過について、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインの公募による選定に沿って3点伺います。

1点目め、今回は公募による選定ですので、指定管理者候補者選定委員会が設けられ、候補者決定を行ったと理解しています。ガイドラインによると、この委員会は、都市整備部長、経営企画課長、管財課長、上下水道課長、その他部長または課長相当職で市長が適当と認める者の中から市長が任命するとあります。今回、市長が適当と認め任命した選定委員とその理由について伺います。

また、選定委員会の構成委員については、以前、公平性、透明性を保障する点から第三者を入れるなどの検討を求めましたが、見解を伺います。

2点目め、ガイドラインには、公募の条件等を詳しく記した募集要項を作成するとあります。所管課が指定管理者に対して具体的に明確に何を求めたのか伺います。

3点目め、現在の指定管理者が毎年事業報告書を提出していますが、学童保育所設置条例による一定時間の生活指導と健全育成を図る運営が行われているのか、点検、評価の点から評価の結果、改善すべき点として指摘された事項があったのか、あればその内容について伺います。

4件目、高齢者の聞こえの保障についてです。

補聴器の購入助成を求める声が寄せられています。高齢者においては、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制に効果が見込まれることから、近隣自治体でも制度導入を始めているところが出てきています。昨年令和5年9月定例会で他の議員も取り上げられておられましたが、その後の経過、制度導入の見通しについて伺います。

以上4件についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、南隣保館につきましては、条例で定められている地域住民及び周辺地域住民に対して、生活実態の改善向上事業、各種相談、地域福祉事業としてデイサービス、見守りや安否確認を兼ねた配食サービスなど、設置目的に係る各種事業を実施しております。また、市が関係する福祉事業、教育委員会が取り組む人権講座ひまわりなどにおきましては、周辺地域住民及び広く市民にも参加を周知しているところであります。

南児童館につきましては、条例で定められている地域の小・中学生を対象に、教科指導、生活指導、人権学習指導、学習活動への支援、また地域の高齢者及び地域の保育所園児との交流、家庭訪問による保護者への支援等を行っています。この活動に対して、施設の設置目的を理解し、賛同する市民には参加していただいているところです。

南体育館につきましては、市内の他の体育施設と同様に、幅広く市民に利用開放しているところであります。

人権センター条例の改正につきましては、太宰府市人権センター条例の規定に加えて、太宰

府市部落差別の解消の推進に関する条例に規定された本市の実情に応じた施策及び相談、教育、啓発に資する施設としても位置づけを行っていることから、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例に基づく施策の進捗状況を勘案しながら、その必要性については特に慎重に判断すべきものであると考えております。

次に、2項目めについてですが、令和5年9月に改定しました太宰府市公共施設等総合管理計画で触れておりますので、当計画に沿って調査研究を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この人権センターのそれぞれの施設の内容、活動内容については理解をしているところです。この人権センター条例が昭和62年に制定をされています。その後、平成7年に太宰府市は人権都市宣言条例を制定して、このセンター条例も改正をされたところです。

この人権都市宣言条例を制定したとき、その頃、全国的には人権尊重のまちづくり条例や人権尊重の社会づくり条例などが制定されるようになった流れがありましたので、その一つで改正されたのではないかなというふうに思っています。その後、平成10年代以降、国連で児童の権利に関する条約の批准から子どもに関する条例や障がい者の権利に関する条約発効の流れの中で、障害者差別解消法の制定、そして障がい者差別に関する条例などが制定されています。さらには、男女の共同参画社会基本法などもあります。

人権に関する法律、条例が整備されていく中で、太宰府市は早い時期に、あらゆる人権尊重を掲げる宣言はされました。この人権都市宣言条例がそれを表していると思います。その発信の基地となる場所、ハードの部分、これが人権センターになっていると思いますけれども、このハード部分に手をつけることなく今日まで来ていると思いますので、この今の国の流れの中から、このセンター条例自体を改正する必要があるのではないかなというふうに思っています。

児童館については、地域住民の児童のための施設であって、子ども会の自主活動や放課後学習、長期休暇のスクール活動が行われ、また隣保館では保健衛生事業、そして相談事業などの事業を実施され、年間約2万人の方が参加をされています。

先ほどの回答の中で、賛同する市民には参加いただいているというふうにありましたけれども、この活動、センター、児童館、それから隣保館、体育館の中で行われている事業について、広く告知をされているのかを伺いたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 先ほどの回答でも申し上げましたが、人権啓発に関する拠点とは位置づけはしておりますので、啓発の拠点として、ひまわりなどの講座等々、広く市民の方に周知しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 人権講座については、私も何度も参加させていただいて、本当に人権

に関する様々なお話が当事者の方だったり、それから研究者の方のお話を聞くことで深まって  
いっているなというふうに思いますので、それは市民の方も理解されて参加者が増えていると  
いうふうに見ています。

講座についてはそのように告知などもされていますけれども、この活動の中身ですね、児童  
館でいえば子どもたちの学習、それから自主活動、これはもう恐らくその地域の子どもたちに  
限った活動になっていると思いますので、そこに参加するというのは恐らく難しいかと思っ  
ています。それから、隣保館での相談事業もそうではないかなというふうに思いますけれども、  
この点についてのその告知についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 隣保館の相談事業につきましては、過去から現在までの歴史的な経  
過等もございますので、今後とも現在の条例の規定に基づきまして、人権・同和問題の速やか  
な解決に資する施設として活用してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 隣保館の今お話でしたけれども、隣保館事業について、この人権セン  
ター条例の中に、このセンター条例が社会福祉法第2条第3項第11号に沿って運用するという  
ふうにあるんですけれども、これ、第2条第3項第11号というのは隣保事業なんです。この隣  
保事業というのは、この社会福祉法上は、隣保館施設において無料または低額な料金でこれを  
利用させること、その他近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業  
を行うものというふうに定義をされています。

これを読んでみると、この地区限定、同和地区の地区限定というふうには書いてはないの  
で、市民の方一般の方に開放することができるのではないかなというふうに思います。相談事  
業、それから様々な保健事業を含めて、無料または低額で市民の方に利用していただくという  
ことは可能ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 隣保事業に関しましては、議員さんおっしゃられたとおり様々な解  
釈がございます。隣保館は同和对策審議会答申に基づき実施された特別対策により、地域にお  
ける行政の総合窓口とされた歴史的経緯がありますことから、先ほども申し上げましたが、条  
例の規定に基づき人権・同和問題の速やかな解決に資する施設として活用してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 児童館についてですけれども、児童館の職員配置、これまでも予算決  
算のときに資料請求させていただいて、地域活動員だったりとか指導員さんなどが配置されて  
いるんですけれども、やはりそこに一般の市民、一般の子どもたちが集うことがなかなか進め  
られていないというような状況ではないかなというふうに思っています。それはなぜかという  
と、これが人権センター条例で縛りをつけているからではないかと思います。

子どものことに関しましては、先ほどの長谷川議員の質問の中にもありましたけれども、

様々な問題を今抱えているお子さんたちが増えてきている。それも問題の中身が複雑化しているというところでは、やはり窓口を一本化していくということがとても必要で、そして人の配置も学校、それから支援センターばらばら。それぞれあっていいとは思いますが、ここに来れば解決できると、様々な問題が絡められるような場所としてここを位置づける必要が今あるのではないかなというふうに思います。

全市的な福祉の窓口、人権上の啓発窓口として、人権センターをセンター条例の中に人権都市宣言条例に基づいて設置するというふうにあります。これ、人権都市宣言条例の中にうたっているのは、あらゆる差別をなくすというふうになっていますので、そういうところからこの点を指摘をしていますけれども、こういうお話がいろいろな人権政策についての国の流れなどを踏まえて、このセンターをどうしていこうかというような議論はこれまであったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 過去の経過で、特別対策措置法等が廃止された後、一般施策に移行されたとき等は、そのような議論が行われていたと認識しております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 特別措置法がもう終了して一定の時間が流れていますので、またその中で今の情勢も変わってきたというところでは、検討する価値があるのかなというふうに思います。

先日の人権講座の中で、隣保館の元館長のお話がありました。人権尊重の視点をしっかり持って運営に携わってこられたというところでは、様々な権利、障がい者であったりとか、それから子ども、それから女性という視点からお話をされていました。そういうことをこの隣保館の中で学んできたということを、やはり市民の方に発信というか、お互いに分かり合っていきたいというようなお話がありました。というふうに私は感じ取りましたので、今回この人権センターについて、この条例を改正するということを検討していただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それから、2点目の施設の老朽化についてですけれども、先ほどの回答で、総合管理計画の中で触れておりますということで、調査研究を行うというふうに回答がありました。令和5年9月に改定がされています。

これを見ますと、この児童館や隣保館をどのように、この管理計画を進めていくかという中で、施設再編の可能性のある施設とされています。そしてまた、再編のプランとして、近郊型として一緒にしていくというようなことが書いてあるんですけれども、それぞれもう築40年から50年がたっているところです。利用者が年間約4万5,000人。これは管理計画の中で平成30年の古いデータですので、これから今、五、六年たってどうなのかというのはちょっと分かりませんが、年間約4万5,000人が集うあの児童館、隣保館、あの建物のままで本当にいいのか。とても危険だと思いますし、来られる方が、本当にここで私たちの人権が守られて

いるというような気持ちになれるかというような建物かということを、ちょっとそれには程遠いのかなというふうに思いますので、早急にこの管理計画を進めていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度見解を、見通しなどあればお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 改訂版の太宰府市公共施設等総合管理計画におきましては、個別の既存施設を適切に維持管理しながら、新たに必要とする施設の内容や配置の在り方を検討し、既存施設の有効利用などといった視点により、過不足なく整備していく作業をまず公共施設の再編としておるところでございます、この公共施設の再編におきましては、この人権センター関連施設のみではなく、市全体の施設を包括的に捉え、効率的、効果的な利活用を図る全体最適化の視点を重要視しておるところでございますので、再編の取組に当たっては、個別施設の診断を行い、総合的、客観的に検証しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今の部長の回答で個別計画というふうになるのかとは思いますが、今この施設に関しては、どのような会議体でどのようなお話がされているのか、最新の情報をいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、公共施設の関連につきましては庁内の会議体を設けておるところでございますが、人権センター関連施設につきましては、今のところ具体的な対応時期については未定となっております。基本的には各施設の利用状況や老朽化の進行具合などを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） なかなかこう進んでいるなというような実感が見えてこないわけですが、この人権センターは本当に大事な施設だと思います。福祉的な窓口でもありますし、そういう意味では太宰府市としてどのように使っていくのかと、どういう施設が必要なのか、どこを統合すればいいのか、管理計画の中にありますけれども、そういうことを早く考えていただきたいと思います。

皆さんの暮らしの中で、本当にもう子どもの問題は毎議会でそれぞれの議員さんが取り上げられていますけれども、本当に解決するのはどこになるのかというところですね。中高生でもう学校に行けなくなって、引き籠もってしまって、相談するところがない、行くところがないというふうな子たちもいます。そういうときに、やっぱり児童館があつて、少し開放したような過ごし方ができると、信頼できる大人と話すことができるというようなことも必要ではないかなというふうに特に思いますので、その点を加味していただければと思います。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 2件目についてご回答いたします。

令和6年11月14日、福岡空港に米海軍の輸送機オスプレイが離着陸した件は、報道により承知したところでありますが、本市上空を通過したかどうかは把握いたしておりません。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 太宰府市の上空を飛んだかどうか把握しておりませんということでしたけれども、実際に防衛省に確認をしておりますけれども、はっきりとしたことは回答はないというか、できないというようなことになっているようです。

いろいろな調査の中から、飛んでいるのではないかというようなことなんですけれども、今回の米軍使用のオスプレイは、岩国基地から入って、駐日アメリカ大使、それからアメリカ軍の関係者、報道陣を、日米韓の合同訓練の視察のために、東シナ海を航行中のアメリカの原子力空母ジョージ・ワシントンに送迎するものだったというふうに聞いています。そして、この情報が福岡市には前日の13日、福岡県には当日の14日の直前、14日の着陸30分前に飛来との連絡があったということです。このルートからいって、太宰府市が入っているのではないかというふうに分析をしているところです。

オスプレイは、日本への導入が進んでおりまして、重大事故が多発しています。皆さんご存じかと思います。昨年11月には鹿児島県の屋久島沖で墜落して、乗組員8人全員が死亡しております。調査の結果、機体そのものの問題があったと、可能性があるとして、世界に配備しているオスプレイの飛行が停止をされましたが、その後は再開されています。10月の日米共同総合演習で、訓練の最中に与那国基地でバランスを崩して地面に接触をする事故を起こしています。これを陸上幕僚監部は航空事故と認定をして、飛行を見合わせましたが、これも再開をしています。

先日の新聞報道で、アメリカ空軍基地で発生した事故を受けて、日本に配備されている陸自のオスプレイ17機を当面の間、飛行停止というふうになっています。飛行停止となりましたので、安心してはいられないと思います。今まで停止をしたけれども再開しての繰り返しですので、いつ再開するか分かりません。

11月14日のその空路からして、この筑紫地区を飛んだのではないかという可能性がありますので、太宰府市としてはこの危険なオスプレイを私たちの住宅地の上を飛ぶようなことはやめるように、これは申入れをしていただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（危機管理・新しい公共担当）（杉山知大） 今議員おっしゃった項目の中でも、こちらとしても報道による状況を承知している部分もございます。いずれにしましても、今回の報道機関からの情報を見る限りにおきまして、例えば九州防衛局が県及び市に連絡していたと

ということまでは承知しておりまして、本市への事前の連絡がなかったということは議員もおっしゃるとおりでございますし、そういった正式な飛行ルートとか離着陸の時間などを我々としても把握していないということもございますので、仮定のご質問という前提で考えますと、これ以上ちょっと我々のほうからご回答のほうで申し上げることも差し控えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回のオスプレイは、福岡空港の米軍板付基地といわれる米軍専用区域を使っております。この米軍板付基地は、日米地位協定第2条によって、建物とその周辺を占有区域としています。ここにそのオスプレイが離着陸をしたということになっています。

この占有区域を、板付基地返還促進協議会というのがありますけれども、市長はご存じかと思います。福岡県、福岡市、それから福岡市議会、そして自治協議会、その他の団体で、毎年この返還を求める陳情書を提出をして、粘り強く交渉をしています。これが返還されることになれば、このオスプレイが来ることもないというようなことになるかと思います。

太宰府市として、今回のその飛行については分かりかねるところはあるかと思いますが、福岡空港にこのオスプレイが離着陸するということは事実ありましたので、これについて太宰府市も近隣市として申入れを、返還の申入れを福岡市と一緒にする。または、筑紫地区として、11月14日に離着陸があったけれども、今後そのようなことがあるのではないかとということ、そういうことのないようにというような申入れをしていただきたいと思います。その点について楠田市長から回答いただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来、様々な分析を重ねられて、情報を仕入れられていることは改めて敬意を表しますが、市としましては、なかなかこの国防の問題、また高度な政治判断もありましょうから、基地の返還等は、本市内にあればまた別の話でしょうけれども、他市の話でもありますし、そうした中で、我々として何か働きかけなり判断をするという状況には至ってないと考えておりますので、いろいろな情報は我々としてもいろいろ勉強していきたいとは思いますが、現時点ではお答えできることはないと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 佐賀県への配備が進んで、私もそれは様々な情報は持っていましたが、まさか福岡でこの近くでオスプレイを見ることがあるのかというところでは、とても現実味を帯びてきているなというふうに思ったところです。

56年前に九州大学箱崎キャンパスにアメリカ軍の偵察機ファントムが墜落した現場を目撃した市民の方がおっしゃっていました。また同じ光景を見ることになりかねない。今回のことは許したらいかんというふうに話をされています。

重ね重ねですが、ここ太宰府市の上空を飛んだかどうかははっきりとはしていませんが、そ

うなる可能性がもう既にあるということは事実だと思いますので、その点は市長として近隣の自治体とも情報交換をしながら、どのようにこれを危ない、危険なオスプレイが飛ぶようなようにできるのかということを検討していただきたいと思います。要望して終わります。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 3件目についてご回答いたします。

本件に関しましては、ご承知のとおり、本定例会におきまして指定管理者の指定につき議案を上げておりまして、既に環境厚生常任委員会に付託され審査されておりますが、最終日に採決を受けるまでは次期の事業者が確定していない状況でございます。したがって、令和7年度以降の事業者に係るご質問に対する回答につきましては、議決を受けたと仮定した上でのものであることをご承知おきくださいますようお願いいたします。

まず、1項目めについてですが、指定管理者候補者選定委員会につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程のほか、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインなどを踏まえ、指定管理者候補者選定委員会を設置したところであります。

委員につきましては、太宰府市指定管理者候補者選定委員会規程第3条に規定の第1号委員として都市整備部長、第2号委員として経営企画課長、第3号委員として管財課長、第4号委員として上下水道課長の4人を任命しております。また、ご質問の第5号委員、部長及び課長相当職で市長が適当と認める者につきましては、当該施設担当として健康福祉部長及び保育児童課長、教育委員会からの視点が必要との観点から社会教育課長の3人を任命しており、合計7人で委員会を組織しております。

また、ご質問の外部委員の登用につきましては、提案事業者との利害関係の把握などの課題があることから、引き続き調査研究する必要があるものと考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、指定管理者に対して所管課として求めることは、学童保育所の設置目的である、放課後、家庭に帰っても保護者が仕事等で保育を受けることができない児童のために、一定時間、生活指導を行い、児童を健全に保育するというところでございます。このことを踏まえまして、今回の指定管理者の公募に際しましては、公募要領における選定基準として、団体の理念や施設の管理運営方法など20項目の評価項目及びその評価の視点を明示したところでございます。

次に、3項目めについてですが、毎年指定管理者から利用者アンケートを含めた事業報告書を提出させ、業務の実施状況の確認と評価を行っておりますが、これまで大きな指摘事項もなく、おおむね適切に管理運営されているものと判断しております。

なお、学童保育所につきましては、保護者等から所管課にご意見が寄せられることもあります。その中には運営に対する苦情等もありますが、そのような場合は、その都度遅滞なく指定

管理者と協議を行い、事実確認とともに改善策を検討し、対応するように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1点目の選定委員会についてですけれども、これまでこの選定委員会のその構成について、外部委員を入れるべきではないかというような提案をさせていただいたんですけれども、今回も変わらずメンバーでということで選定をされたということです。

この学童保育事業の指定管理者を選定するに当たって、やはりこの事業の内容については、都市整備部長、それから上下水道課長などが適当なのかというふうに思います。そういう点はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としておりまして、指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うために、まずはまちづくりの視点から都市整備部長、企画政策、財政の視点から経営企画課長、管財、契約、公共施設整備の視点から管財課長、経営管理、料金の視点から上下水道課長としているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） まちづくりの視点からというように含めて、それはまさにそうだと思います。学童も地域の中の一つの児童福祉施設として運営をするという意味では必要なことかなというふうに思いますけれども、外部委員を入れている自治体もあります。以前もお話ししましたがけれども、学識経験者、それから経営、財務に関する有識者、また当該施設の管理運営等の専門家を外部委員として選定委員会に構成しているというような自治体がありますけれども、このように置き換えるというようなことはお考えはありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 選定委員会に外部人材を登用している自治体があることは把握しているところでございます。しかしながら、最初の回答と同じになるかもしれませんが、外部人材を登用するためには、指定管理者候補者との利害関係の把握など様々な課題があることから、こちらにつきましては引き続き調査研究する必要があると考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 利害関係が懸念事項になるということはいくぶん分かります。これについても導入している自治体によっては工夫をされていますので、そのところも調査研究していただきたいなというふうに思います。

それから、2点目に入りますけれども、ガイドラインで募集要項を作成するというふうにあ

ります。この募集要項を作成するのは、この選定委員会で決定をされるというふうになっているんですけども、この選定委員会が今1点目で申し上げましたその構成で行われているというところでは、学童保育の中で行われる日々の指導だったりとか、子どもたちへの関わりだったりとか、学童を中心とした施設、学校だったりそれから保育園、育ってきた保育園、幼稚園との関連なんかも含めたところで選定をしていくというようなことが必要なのではないかなと思っています。

この今回の学童の選定委員会についてどのような議論があったのかということで、情報公開請求をしましたけれども、この会議録については非公開ということになりました。このガイドライン上、この選定委員会自体が非公開ですので、文書も非公開になるのか、その点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） まず、選定委員会につきましては、団体の評価を行うに当たりまして、応募団体の持つ技術、情報の漏えい防止のために、そもそも会議自体は非公開としておるところでございます。また、その選定委員会の中で出ました意見等につきましては、今回につきましては応募者から提出された事業計画書などの書類審査、プレゼンテーションを踏まえて、主に学童保育所の保育方針における長所、特色や緊急時の対応、職員配置計画や組織体系、またおやつや子どもの人権、自主事業の提案内容、収支予算書等について各委員から気になる点をヒアリングを行ったところでございます。

そういった中身につきまして、今回のスケジュールにつきましては、第1回で募集要項の検討を行いまして、そのことで意見を募集要項に反映させ、第2回の委員会で書類審査、第3回の委員会で面接審査を行ったというところで、次の会議のほうに随時反映させておるというところに対応しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 実際、その選定委員会が3回行われたということは分かりました。回数も出ませんでしたので、どのような取組がされているのかということが分かりましたけれども、1回目の募集要項についての検討のところで、今までの事業者の事業報告書なり収支報告書、それから利用者アンケートなどを基に、ここは改善しないといけない、今回は募集要項の中に盛り込まないといけないというようなことが恐らく出てきていると思うんですけども、そういう議論がどのようにあったのかということが分からないわけですので、会議自体を、利害関係などいろいろハードルはあるかと思いますが、実際にこれを原則公開、そして会議録は会議後、速やかに要点筆記で公開するというようなことをしている自治体もありますので、この点は先ほどの委員会構成と併せて検討をしていただきたいと思いますけれども、以前私が一般質問で取り上げた後からのこのことについての庁舎内での会議なり検討はされたのか、その点についてお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） こちらにつきましても、先ほどの回答と重複するところがあるかもしれませんが、選定委員会に外部人材を登用している自治体があるということは把握しております。逆に、我々と同じように今のところ外部人材を登用していないという自治体があるというところも把握しているところでございます。そういったところも勘案しつつ、外部人材を登用するためには利害関係の把握など様々な課題があることから、引き続き調査研究のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 先ほど木村議員の一般質問の中で体育館の問題が取り上げられましたけれども、来年、再来年ですかね、選定、また更新というようなことになると思いますけれども、その際に恐らく指定管理ということで、このような選定委員会が設けられてというようなことになると思うんですが、その際にこの今までと同じような形ではなくて、やはり外部委員を入れたほうがいいのかどうなのかということをきちんと検討していただいて構えていただきたいというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） そうですね、指定管理者につきましては、令和8年度に多くの施設がまた時期が変わるタイミングを迎えますので、そちらに先立ってそのあたりのほうを整理できるように、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひお願いしたいと思います。透明性を持って、市民が納得できるような公開を、公開をすることによって納得する、こういう結果になったけれども、なるほどなと思ってもらえるようにするためにも、これは公開、そして文書も公開するというようなことを前向きに検討していただきたいというふうに思います。

そして、3点目ですけれども、事業者の運営の最中、指定管理の間に評価、点検を行うということになっています。これについて、先ほど申し上げましたけれども、今回の募集要項に対して、仕様書に対してどんな改善点があるのかというようなことが出てくるのかと思ひまして、これもちょっとガイドラインの実施状況、これは17ページにありますけれども、評価点検についての項目について情報公開請求をいたしました。これは事業報告書、収支報告書は確認をいたしましたけれども、最低年1回の実地調査、それから備品台帳が存在しないということで開示されませんでした。

様々調べましたけれども、この備品については、管理運営業務仕様書の中に施設概要という中に、学童で使う冷蔵庫だったりというような備品としての掲載は載っていましたが、台帳としては管理がされていないというようなふうに理解をしています。それから、実地調査についても文書としては残されていませんでした。これについて代わるものがあるのか、どのように運営をされていたのかと、その調査をされているのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 保育児童課長。

○保育児童課長（伊藤健一） ガイドラインにおける年1回の实地調査につきましてですが、次年度の入所申請書の回収時に、私どもが全学童保育所を回りまして、管理運営につきましても確認しております。また、日常的に可能な限り現場に赴くようにしておりまして、指導員の意見を聞くとともに、運営状況等についても把握するように努めております。

また、備品台帳につきましてですが、こちらは議員おっしゃったように冷蔵庫、洗濯機、指導員机等の主な備品につきましては、学童保育所ごとの設置状況を確認し、一覧表を作成しております。なお、児童用の机とか椅子、このあたりを含めた詳細な備品台帳については、現在作成中でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今申しました实地調査、所管課として行っていると。それから、備品台帳についても、書類としてはちょっとまだ存在はしていないけれどもというようなお話でしたけれども、このガイドラインからいきますと、この17ページにその方法については記載がありますので、これが毎年きちんと行われているかというようなチェックが、所管課の上、経営企画課ですか、この学童だけに限らず、様々指定管理していますけれども、それを統括するような部署が必要だと思いますけれども、こういうチェックをする担当係というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 指定管理者制度につきましては、担当としましては経営企画課のほうになります。また、太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出、あと年度協定の締結、市評価の実施などの業務につきましては所管課において実施しておるところですけれども、所管課で生じた疑問などについては、随時経営企画課からも助言などを行っておるところでございます。

つきましては、今後も所管課と連携を取りながら、指定管理者制度の適切な運用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 指定管理のこの点検、評価というのが、やはり所管課だけではとても業務量も多くて荷が重いのではないかなというふうに思います。市民の方も注目していますので、これは1つ部門をつくって、きちんと一度精査をしていくというようなことが必要かと思いますので、この点は経営企画課の中に置くのが一番ベターじゃないかなとは思いますが、この点は検討していただくように要望しておきます。

以上で。

4件目をお願いします。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 4件目についてご回答いたします。

現在、身体障害者手帳の交付基準に達しない程度の難聴の方で、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず、生活の質が低下する方が一定数おられることから、全国市長会や福岡県市長会を通じて、国や県に対し高齢者を含む軽度・中等度難聴者を対象とした補聴器助成制度に対する補助の拡充を図るよう継続して要望を行っているところです。

また、本市におきまして制度導入する場合の対象とする方の聴覚レベル、所得、助成金の補助率、事業に要する経費等の具体的な内容につきまして、先進自治体の実施状況について調査を行うなど、検討を進めているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 小島議員が1年前に取り上げられてからそんなに時間がたっていませんけれども、市民の方からの要望が私のところにも結構来ていますので、やはり早く取り上げていただきたいと、取り組んでいただきたいという点で、今回質問させていただいていますけれども、この障害者手帳交付対象者外では公的な補助がなく、そして高額なために利用が困難になっているのではないかというふうに思います。今それを補助するために、購入助成の実施自治体が250自治体ぐらいになっているというところなんですけれども、県内でもお隣の犬塚市もですけれども、それから筑前町もこれから導入するというようなニュースが入ってきていますけれども、介護保険広域連合構成自治体の中では、インセンティブ導入事業として始める自治体が増えているそうです。太宰府市でも介護保険事業の対象で実施できるのではないかなというふうに考えていますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（高齢者福祉担当）（大谷賢治） 介護保険におきますインセンティブ交付金と言われますのは、高齢者の自立支援でありますとか重度化防止や介護予防、健康づくりなどに役立つ取組に対して、国や県が市町村に向けて各々の評価指標を設定をされまして、その達成状況に応じて交付金を増額するという仕組みのことを指しております。具体的な交付金といたしましては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金というのが設定をされておりまして、現在本市におきましても同交付金の交付を受け、事業に充当しているところでございます。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金につきましては、1つの事業に対して交付される交付金ではございません。先ほど申し上げましたとおり、自治体に対するインセンティブとして、国が自治体の様々な取組の達成状況を評価して交付金を配分するという性格の交付金でございますので、現在本市におきましても交付は受けておりまして、地域の支援事業の総合事業などのほうにも充当をしておりますが、今後とも各交付金の指標というのを確認をさせていただきながら、また難聴高齢者の支援に係る取組も視野に入れながら、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の推進や介護予防、健康づくりなどに役立つ取組を

充実させて、交付金の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます、よく分かりました。

実際の介護保険会計の中で、国の補助金の中で実際に今理事がおっしゃった交付金事業が2つありました。1,000万円近くずつ国から補助金をもらって受けているというような数字になっているようです。ですので、様々な事業にこれが充てられていると思うんですけども、このところ、加齢性難聴の方に対しての補聴器の助成というところでは、1つこの補助金が使えるというところでは検討していただいて、今の実態、実際にどのくらいの方が悩んでいらっしゃるかというような調査などもしていただいて、早い時期に導入をしていただければというふうに思います。要望して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目は、市内交差点等の整備についてです。

市内交差点の整備については、これまで幾度となく質問をしてまいりました。平成25年9月の定例会では、五条交差点における右折矢印信号機の設置、スクランブル交差点の導入を要望しましたが、右折矢印信号機の設置はできない、スクランブル交差点の導入は難しいとの回答でした。そこで、その後10年近く経過したことから、各交差点等の整備について改めて5点お伺いします。

1項目め、五条交差点へのスクランブル交差点の導入、右折矢印信号機の設置について。

2項目め、観世音寺前交差点の半感应式信号機の設置について。

3項目め、国分寺前交差点の時差式信号機、スクランブル交差点の導入、矢印信号機等の設置について。

4項目め、資料として現地の写真を配付しております幸都二丁目ケアハウス同朋入り口交差点の整備について。

5項目め、国道3号線高雄交差点の太宰府高校方面からの青信号時間の延長について。

2件目は、市庁舎の整備についてです。

太宰府市は昭和57年4月の市制施行後、現在の庁舎ができて約40年が経過しております。そ

こで、市庁舎の整備について2点伺います。

1項目めは、庁舎内女性用トイレの増設についてです。

庁舎西側の女性が利用できるトイレの数を上げてみますと、1階は多目的トイレを含め洋式3基、和式1基、2階は洋式1基、和式2基、3階は洋式1基、和式2基、4階は多目的トイレを含め洋式2基、和式2基、5階は洋式1基です。

人口の増加に伴って市役所来訪者も増加し、女性職員が増えたことや、庁舎ができた頃はいなかった女性議員もその後誕生するなど、市役所には毎日多くの方が来訪されておられますが、私が見る限り、特に5階は西側に女性トイレの数が1基では足りません。和式トイレの洋式化を進めていただいていると思いますが、今回は庁舎内女性トイレの増設について伺います。

2項目めは、庁舎前の駐車場の出入口は1か所しかありません。既存の駐車場の出入口は狭いため、市民の皆様が駐車場に出入りしやすい出入口への改修を検討していただきたいと思います。

そこで、入り口専用、出口専用と専用の出入口ができれば、スムーズかつ安全に出入りができると考えます。見解をお伺いします。

以上2件についてご答弁をよろしくお願いします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、歩車分離式のスクランブル交差点への改良は、交差点通過の車両数を考えるとさらなる渋滞を引き起こす可能性があり、現時点では難しいと考えております。

矢印信号の設置につきましては、市長署長間、副市長副署長間、担当間など警察との協議を積極的に進めてきたところ、今回ようやく君畑交差点から天満宮駐車センター方向及び逆の天満宮駐車センター方向から君畑交差点方向の交差点信号に右折信号を設置することについて、具体的な検討に入ったとの回答を得ました。できる限り早期の設置に向け、引き続き全力を挙げてまいります。

なお、市役所から梅大路交差点方向及び逆の梅大路交差点から市役所方向の交差点信号につきましては、五条駅入り口交差点の信号との連動なども考慮する必要があるため、引き続き県や警察などの関係機関と連携して検討を行ってまいります。

次に、2項目めについてですが、観世音寺へ進入する車両と観世音寺から交差点へ出る車両を分離することで、信号機設置の可能性があるとの見解を警察よりいただいております。さらに、信号機設置用地の確保に加え、史跡地の現状変更許可などの課題がありますが、引き続き信号機設置に向け検討を行ってまいります。

次に、3項目めについてですが、スクランブル方式など歩車分離信号機は、横断歩行者と右左折車両が交差しないため、歩行者の安全を確保するためには有効なものと考えております。一方で、車両の赤信号による待ち時間が増えるため、県道福岡日田線の交通量を考えますと、

さらなる渋滞を引き起こす可能性があり、現時点においてはスクランブル方式の歩車分離信号機の導入は難しいと考えております。

また、矢印信号の設置につきましては、県道交差点に接続する両側市道に新たに右折レーンの設置を検討する必要があると考えております。

時差式信号につきましては、対向車線を先止めして、一方向の青信号表示を延長して右折車両を処理する信号方式ですが、一方の交通量が他の方向からの交通量が多いなどの場合を除き、原則的にはT字路交差点でなければ設置できないこととなっております。このようなことから、国分寺前交差点につきましては、県道福岡日田線や接続する市道の交通量も勘案しながら、交差点改良など可能性を探ってまいります。

次に、4項目めについてですが、ご指摘の箇所は、横断歩道が下川原橋側と西都側の2か所に設置されている交差点になりますが、まずは交差点の交通量等などの状況を確認しながら、可能な安全対策を検討してまいります。

次に、5項目めについてですが、国道3号と県道筑紫野筑穂線の交通量が非常に多く、特に国道3号は頻繁に渋滞が発生しております。これまでも警察との協議を重ねてまいりましたが、高雄中央通り側の信号の時間延長は難しいとの説明を受けているところでございます。

高雄交差点につきましては、これまでに歩行者や自転車通行の安全確保を目的として、国道3号線の歩道部の植樹帯改良などの対策を行ってまいりましたが、国道を管理する国や県道を管理する県への働きかけなど、円滑な交通確保を目指し、あらゆる可能性を探りながら取り組んでまいります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

先ほども言いましたように、この五条交差点については、元先輩議員方も含めて質問がされている交差点ではないかなと思っております。今回、市長提案説明書の中にも書いてありましたけれども、五条交差点の信号改良から天満宮駐車センター方向及び逆方向における右折信号設置については、警察側から前向きな回答を得たということで説明がございました。

私は、この天満宮方向の分はほとんど混んでないと思います。私が10年前に一般質問をしたときには、今日と同じような回答でございましたけれども、市役所から梅大路のほうに行く、郵便局のほうに行く道の右折信号が短いというんですか、矢印信号がないために、1台もしくはゼロ台。バスが前におったら、バスだけでももう、歩道で一旦止まられますので、2台目はもう通行できない。私はあそこの天満宮の駐車場ではなくて、郵便局側のほうに、梅大路のほうに行く道のことを言ったと思います。今日も同じような回答を得まして、本当に残念でございます。

今回の市長が提案された分は、警察側から許可をということで、警察側から前向きな回答を得たということで、警察のほうから言われたということですが、本当は、いろいろ幾度となく皆さん質問をされていますけれども、警察のほうに、あそこの五条交差点はどういうふ

うにしてほしいという要望があっているかというのを警察側に話されたことありますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 五条交差点につきましては、これまでも原田議員をはじめ本当に様々な議員さんからご質問いただいております。ご指摘のとおり、特に五条方面ですとか梅大路方面から来るいずれの車両にしましても、なかなか円滑な交通が今確保できてない状況でございますので、その辺も含めまして、今回のちょっと少し前向きな状況にもなっておりますが、全体的に、今回の部分に限らず警察のほうにはちょっと厳しい状況を伝えながら、要望を重ねているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） セブンイレブンのところと、その前の建設会社がありますけれども、あそこはもう本当に子どもの通学路でございますので、子どもたちがあそこを通るときには、もちろん赤ですから車は入られませんが、そこを抜けると、市役所方面から来た車は横断歩道を抜けて中央に入ってくるわけですね。そしたら、そこを車が右折しようとする、人が、自転車が横断歩道を通って、結局そこでまたずっと待たなきゃいけないんですよ。

だから、私が言っているのは、歩車、歩く人は歩く人、そして車は車ですうっと通っていかれるようにするスクランブル交差点にされたほうがいいんじゃないかなと思って、10年前もスクランブル交差点にしたらどうですか。そしたら、今度は五条駅に向かう信号機が信号機の間が短い。だからということだったんですけども、それを警察側のほうに、公安委員会のほうにやはり説明をして、これで困っているんですって。職員の方もあそこを通ってないことないと思います。本当に1台しか通られない現状を、警察のほうも通ってほしいと思います、それが分かってないなら。私は直接本当に行きたいところです。

本当、市民のために、子どもたちの通学。交差点ですから、無理して入ったら、やっぱり事故が起きるのはもう当たり前なんです。それを市側に言ったってどうしようもないなら、もうこれで私の1項目は終わりたいと思います。もう少しこういうふうな回答ではなくて、さっきの回答ではなくて、前向きに本当にしてほしいかなと。市民が困っていることですので、してほしいと思います。

五条交差点のところなんですけれども、今外国人がレンタカーを借りて結構運転をされて、事故に遭われている人がいらっしゃるんですよ、外国人がレンタカーを借りて。五条交差点は、特に天満宮とかいろいろな外国人が運転されますので、外国人も分かるような標識を作してほしいと思いますので、これは要望でお願いしたいと思います。

2項目めなんですけれども、これも観世音寺前交差点で半感应式信号機の設置について先ほど質問させていただきましたけれども、この交差点はTになっていると思います。そして、ほとんど歩く人がいらっしゃらないので、太宰府市職員駐車場があるところには大型の宇美線のバスの待機所というんですかね、なっていると思います。そこから観世音寺のTの交差点に入りますと、バスは止まり、車ももう本当何台も止まって、あるときには無理して入ろうとする

ものだから事故が、何度も私目にしました。やっぱり無理して入ろう入ろうとして。左折はいんですよ。あそこを右に右折しようと思ったら無理するんですね。先ほどの五条交差点と一緒に。

だから、右折信号が、あそこは私が思っているのは半感应式をしてほしいんですけども、横断歩道の人がいないとあそこが赤にならないので、それで入っていくんですよ。それを半感应式にできないのかな。歩行者信号機じゃなくて、上のほうに半感应式のをつけていただけると、それで歩行者の信号機も青になり、こちらのほうから来るバスとかいろいろな車も右方向には行けるんじゃないかなと思っておりますので、そういうふうな半感应式信号。観世音寺のほうに信号をつけると言っているんじゃないくて、半感应式の信号機をつけられたらいいんじゃないかなと思っていますけれども、それに対していかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 今議員お尋ねの観世音寺前につきましては、これまでも半感应式信号のご要望を様々な形でいただいておりますことから、こちらとしましては警察署のほうと、まずは半感应式信号が設置できないかというところでずっと協議を実際重ねてきております。

その中で、あくまで現時点での警察の見解としましては、市役所のバスの回る駐車場がございしますが、あちらから出るときに、やはり車両が出るときに、歩行者信号が青になったから前に行くということではなくて、車両が前に進めますよという車両用の信号がやはり1個、今の現時点では必要だなというご見解でございまして、その信号機を立てることと、あと観世音寺に出入りする車両のコントロールをすることで、可能性はあるというふうにご見解をいただいておりますので、引き続きどのような方法で今後進めるかというところは、また協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 部長の答弁を信じておりますので、進めていただきたいと思っております。

3項目めに行きます。

3項目め、国分寺前の交差点の時差信号機とスクランブル交差点の導入について質問をさせていただきました。ここはいろいろ行くことがあって、子どもたちがセブンイレブンのほうから国分寺方面に向かって一旦歩道を通ります。そして、歩道を通ったらまた左に行って、国分小学校の歩道のほうにずっと歩いていく、こう行くんですよ。分かりますか、私が言っていること。それじゃなくて、そこにスクランブルみたいに、子どもたちが1回で斜めでも通れるようにすれば、こう、こう行かなくても、スクランブル交差点にすれば、どうにか歩く人は歩く人。通学路ですからね。子どもたちの通学路ということを頭に入れていただけると、スクランブル交差点が一番適しているのかなと。そしたら、人が歩かないから、右折する車もしゅうっと行くと思うんですよ。

あそこは子どもたちの横断歩道があるもんだから、あそこで1回ずっと皆さん止まって、左

側はもうずっと行くんですよね。でも、右側に歩行者がいるために、とにかく五条交差点と一緒に、右側に行けるように交差点をしていただけたらと思っていますので、ここもやっぱりできないという先ほど回答でございましたけれども、もう少し考えていただいて、歩く人は歩く、車を運転する者は運転する、そのような安心して通れる交差点をつくってほしいと思っていますので、ここももう少し考えていただいて、1回調査していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

あと、4項目めなんですけれども、先ほど言いましたように資料として机の上に配布しております。これは紺町地下道ですけれども、ここに車で、この写真では何か遠く見えるんですけれども、地下道からもうすぐに上が見えるような状態で、結構急な坂になっているんですよ。手前側が同朋園から来た道です。向こうからも幸都のほうから来たところなんですけれども、もう向こうから来ても右が見えない、左から紺町の地下道に入ろうと思っても、今度こっち側のほうの橋のほうから、吉松のほうから来る車も本当に見えないんですよ。同朋園というのは、高齢者を送り迎えするデイスサービスのバスもございますので、バスは少し高いので見やすいかもしれませんが、普通車との接触事故が私は怖いと思います。

見えない人同士が一緒になると、事故はもう間違いなく起きると思いますので、もう見られたと思いますけれども、このところは。水害がこの前ありまして、1名の方が亡くなられていますけれども、それぐらい低い地下道でございますので、車はそこから上に上がったら、急に上がってきたような感じがしますので、夜だったらライトをつけたら、カーブミラーの設置がいいかなと思っています。

あそこをゆっくり行かれるように。やっぱり坂だからアクセルを踏んでぶうっと上がってくると思いますので、速度が出ているということが危ないと思いますので、ここの何かちょっと皆さんで考えてもらって、知恵を出して事故が起きないように。もう結構ここで事故が何回もあっているということです。私も1回見ました。やっぱり事故が起きてからでは遅いので、とにかく交差点の減災。減災ですよ。もう本当に災害ですよ、事故が起きたら。お互いにいい気持ちもないし、事故が起きないような取組をしてもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども申し上げましたが、やはり交差点の交通量の状況、あと議員さんがおっしゃられましたように、今車両による見え方といいますか、そういうのを改めて現地のほうを確認した上で、どのような対策が可能なのかというのは、こちらのほうで検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 5項目めなんですけれども、国道3号線の高雄交差点の太宰府高方面からの青信号の分なんですけれども、ここも私のほうで、長谷川議員も前も言われましたけれども、ちょっと重ねて申し上げますけれども、ここは私が言ったときは高雄のまほろば号が

通ってないときでございました。今は高雄回りでこの交差点を通っております。こちらのほうから3号線に向かうと、もう前の方が初めて通る人には分からないんですけれども、1台も通らないときもございます。どうかしたら無理して吉木と二日市、JRのほうに行く道の3号線が無理して赤でも通っていくような、今本当に運転マナーがなってないのか、黄色で止まろうという気持ちがなくて、黄色で走ろうという気持ちになっておられるようでございます。

そんな中、ここは5差路でございます。本当に私もストップウォッチを片手に、何秒になるか、ずっと朝方、車の台数も調べながらさせてもらったのは11年前です。そのときから全然、5秒で信号機、青信号、太宰府高校から来た道は5秒しかあそこは青じゃないです。朝とか夜とか少し何か長くなったのかなと思ったときもありましたけれども、それはほかの車がなくて、朝早くだったから5秒以上あったかなと思うんですけれども、とにかくあそこは5秒じゃ足りないと思います。

この前言われたときは、太宰府のあその5差路交差点は何か非常に難しい信号機と、定周期方式の信号ということを前聞いておりましたけれども、そのときにも部長のほうから、本当に5秒しかないということも納得してもらっておりますので、ここも3号線ですから国のほうだと思いますので、国道のほうに言っていただいて、もう少しここをあと何秒かしていただけると、余裕を持って交差点を通過することができると思いますので、筑紫野警察署にまずは協議されるということなんですけれども、この信号機は先ほど答弁があったようにもう無理ということで受け止めたほうがいいのかどうか、もう一度、再度お聞きします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほども回答させていただきましたが、今現時点ではなかなか交通量の関係で、今議員おっしゃったように5差路ということで、特に一番、高雄中央通りからの部分が交通量を比較しますとやっぱり少ないということで、短い信号の時間になっているかと思いますが、先ほど申しましたように、警察のほうにもいろいろな形で協議はさせていただいておりますが、あと今いろいろな形で県道と国道も絡んでおりますので、いろいろなそういう要望の機会などの場合にも、この部分の箇所というのを含めて要望を今現在行っていこうということでも取り組んでいますので、そういうところも活用しながら、何とか粘り強くといえますか、引き続き協議は重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それでは、本当に先ほど部長の言うことを信じまして終わりたいと思いますけれども、最後に市長、ちょっとお聞きしたいと思います。

観世音寺の前の交差点、どうか、市長のお考えもあると思いますけれども、特にあそこは事故が多いと思います。大きな事故じゃないんですけれども、やっぱり小さな事故から大きな事故に発展すると思いますので、観世音寺前のほうを今回の五条交差点のように警察のほうから太宰府のほうに提案をしていただけるように、市長からも直接警察のほうに言っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほども担当からも答えましたように、私も事あるごとに署長なり、また公共交通の件、また今後もあると思いますけれども、西鉄の会長なりそういうレベルの方に事あるごとに本当にお伝えしてきました。一生懸命やってきたつもりではあります。

しかし一方で、これまでも回答ありましたように、やっぱり様々な意見がありまして、そして我々が本当の主体として市で予算をつけてやることであれば、もう少しもちろん早くスピーディーに私の決断だけでもできることはありますが、どうしても県がやること、警察がやること、また民間の事業者がやることでなかなか進まないこともありますので、まずは今回の五条交差点の右折信号から突破口が開けましたので、そうしたことを今後も2の矢、3の矢とつなげていけるように真剣にやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。そのように、市長はいつも真剣だと思いますので、その真剣さを忘れずに市民のために頑張ってほしいと思っております。

次に行かせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（歳出入一体改革担当）（轟 貴之） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご承知のとおり市庁舎は昭和60年に建設され、来年1月で40年が経過します。市庁舎のトイレにつきましては、令和4年度に来庁者の利用が多い1階西側女性用トイレの1基を洋式に改修しており、今年度は1階東側女性用トイレ1基と2階、3階、4階の西側女性用トイレを1基ずつ、5階東側の女性用1基と男性用1基、合計6基の和式トイレを洋式トイレへ改修予定でございます。

議員ご指摘のとおり、建設当時とは状況が変化しており、女性の社会進出により女性職員や女性議員の増加など、市庁舎へ来訪される女性の数は増加していると考えられます。5階西側の女性用トイレの建物の増設につきましては、建物の構造に影響が出る可能性がありますことから、40年が経過し老朽化した給排水設備の長寿命化やバリアフリー化等の際に、併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、庁舎正面駐車場の北側につきましては、県道に接しており、交通量が多く、バス停もございます。また、西側につきましては屋根つきのアプローチなどがございまして、徒歩により来庁される方のメインルートとなっているところでございます。

このため、専用出入口については、東側の市道に面する側に設置することが考えられますが、専用口を設けることに伴う安全対策をはじめ、駐車場内における動線の変更に伴い駐車スペースの減少につながる可能性など、様々な要素を複合的に勘案する必要がありますので、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 本当に私も太宰府に入りまして45年になります。まだ昔の庁舎でございました、太宰府のここがですね。それから子どもができて、昭和57年に市制になりまして、今のここで手続とかさせてもらったんですけども、そこと変わったのは、もともとあそこに玄関前にはスロープというのがなくて、もうみんな、木もなくて、何か本当にベタな駐車場であったように記憶があります。

今、選挙のとき、今度2か所になるということですけども、1か所のときは夜8時まで車が、本当に昼間やら、ここで期日前投票するとかといったときには、年金の日とか、もう何か知らんけれども物すごく混んでいるんですよ。

入ったら、もう庁舎の前を一旦くるとロータリーを回って左に駐車場に入るような状態。入り口があそこ1つだから、一旦向こうでロータリーでしても、駐車場に入る分はいいんですけども、ちょっと狭いと思いますので、入り口をもうちょっと大きくしてくれると、スムーズに出る人も出やすいし、入る人もロータリーを回らなくても直接入られるのかなと。

そこは歩道と石をちょっと削ればできることかなと私自身がちょっと思っていることだけで、いろいろな考え方もあると思いますので、とにかく入り口が本当に狭いんですけども、入り口と出口を本当はもう別々にしてもらおうとスムーズにいくと思いますけれども、今あの状態で、木も大事な役目をしておりますので、それは無理だと思いますので、入り口のところを、自転車置場のこっち側のほうを少し広くしてもらおうと、出る人も大変助かるのではないかなと思っております。

先に私、2項目めのほうを先に言っちゃって、すみません。

一応とにかく事故がないように、駐車場の事故は本人同士の事故の管理責任だと思いますけれども、早めに調査研究をしてまいりますということで回答をいただきましたので、早めに調査していただきたいと思います。

すみません、2件目の1項目めなんですけれども、ここの今5階の女性トイレなんですけれども、今どんどん本当に議員も4名、職員も1名、これからどんどん多くなれば半分半分になると思います。女性がどんどん多くなってくると思いますね、議員さんも。視察にも来られたときには、そこのトイレは、女性が結構多くて、1基の場所だけを人にどうぞトイレへ行ってくださいといったときに、1基しかないんですよ。少し太宰府の恥かなと。ほかの議会の議員さんが来られたときの。私たちもいろいろなところに視察に行きますけれども、トイレがきれい、広い。やはりおもてなしはトイレから始まると思います。

この議会棟も40年、どうにかこうにか、またこの庁舎もあとは何十年ぐらいしかもたないと思いますけれども、そのときは考えてあると思いますけれども、トイレに関わる、私も初めて知ったんですけども、労働安全衛生法で、トイレの数が法律で決められているということをやちょっと見まして、あ、法律でなっているのか。男性トイレは小便器に対して2対1で造らなきゃいけないというようなことをちょっと読ませていただいて、こういうような庁舎、市役所とかは男性は60人に1基、女性は20人に1基ということで調べさせてもらいました。

それにしても、やはりこの5階、それは実際今、西のほうを見ました。東のほうは今度、先ほど何か答弁では、今多目的トイレが1基と、あれは和式トイレです、和式トイレが1基、2基しかありません、女性トイレは。多目的だから、男性も女性も使われるから、とにかく1基で和式です。洋式にしなきゃいけないという基準もあるようでございますので、今からは和式じゃなくて洋式に変えていくということで、1階もお客さんがたくさん来られているのに、何か入ったら、女性トイレに入られた方は分かると思いますけれども、狭いんですよ。狭い。ああいうふうなところを人に見せるのが恥ずかしいかなって。太宰府市のトイレってあんなのと言われたら、やっぱりいい気持ちしませんので、改修できる分は改修してほしいなと。

もう本当に、先ほども言いましたように、女性議員もどんどん増えるかもしれません。そのためにも、今1基で競争で入っておりますので、1人が入ったら、時間がないので、我慢してまた次のこの議場に入らないけませんので。

だから、とにかく女性トイレのもうちょっと配慮をしていただいて、みんな知らなかったんじゃないですか。5階の議会棟には1基しか女性トイレがなかったというのを知らなかったと思いますけれども、今後、私がここで言った以上は、改修に向けて頑張してほしいと思っております。

もう少しいろいろ言っていこうと思いましたが、答弁はきちんとした答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、ヤングケアラーへの支援について質問いたします。

現代社会において、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、そして価値観の多様化などにより大きく変化し、大変厳しいものがあります。また、近年では、不登校や虐待、子どもの貧困についても増加傾向にあり、この複雑化する問題に対して、社会全体としてどのように包括的に子どもを支える取組ができるのか、喫緊の課題でもあります。そういった課題の一つとしてヤングケアラーの問題があると認識し、今回の一般質問をすることにいたしました。

厚生労働省と文部科学省が連携して2021年に実施した調査では、中学2年生の17人に一人に当たる5.7%がヤングケアラーであることが分かりました。また、ヤングケアラーの子どもが抱える問題として、学業に支障が出る、交友関係が希薄になる、生活リズムが崩れ健康が損な

われるなどが挙げられます。

ヤングケアラーに対する支援の必要性については、近年ますます高まっているものの、社会全体での認知度はまだ十分とは言えず、多くのヤングケアラーが適切な支援を受けられずにいるのが現状であると認識をいたしております。

そこで、国においても今年6月に、子ども・若者育成支援推進法改正案が参議院で可決成立しました。法改正の内容としては、ヤングケアラーを家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども、若者と定義し、国や自治体が支援に努める対象として明記されたことが、大きく前進した点であると認識しております。

これまでもヤングケアラーの支援に取り組む自治体はありましたが、18歳未満、以下を対象としているところがほとんどであったり、各自治体でも取組にばらつきがあるなどの課題がありました。今回の法改正により、国や自治体にとどまらず、社会全体で支援の機運が高まることを期待するところであります。

そこで、今回の法改正を受け、本市におけるヤングケアラーに対する今後の支援の在り方や現在までの取組状況について伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ご回答いたします。

ヤングケアラーとは、介護に加え、幼いきょうだいの世話、障がいや病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りなどを過度に行って、健やかな成長、発達に必要な遊びや勉強、就職準備等の時間を奪われている子ども、若者であり、本市におけるヤングケアラーの把握、対応につきましては、相談や通報に加え、関係課、関係機関からの情報や家庭への訪問時の状況などから把握するようにいたしております。

個別の状況に応じて関係課、関係機関とのケース会議を行い、適切な支援や助言、ご家族の意向に沿ったサービスの提供や制度につなぎ、健やかな成長と社会生活を円滑に営むことができるような継続的な支援に努めております。

また、本年6月の子ども・若者育成支援推進法改正に伴い、支援の対象年齢は18歳未満の子ども期に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満を中心としているが、状況に応じ40歳未満の者も対象となり得るとされましたので、今後新たな法制上の位置づけの下、関係課、関係機関とも連携し、実態に合った切れ目のない支援体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。

ヤングケアラーについては、私も含め、社会全体においてまだまだ認識が薄い問題であると思っております。特に、ヤングケアラー自身が、自分の家族の世話を行っているということ

で、負担を感じていても、自分がそうだと認識があまりなく、そこが表面化しにくい点でもあり、支援が進まない点でもございます。

私も現在、地元の高校の同窓会の役員をしておりますけれども、時折先生方からも、ヤングケアラーかどうかは別として、そのような生徒の話を伺うこともあるわけでございます。親の長期にわたる体調不良により働けなかったり、家庭の収入が少ない上に、親や兄弟の世話をしなければならない。そのような話を聞くと、やはり身近なところにもそのような環境に置かれている子どもたちがいることを改めて実感をするわけでございます。

この問題は、先ほど申し上げましたけれども、社会全体で見守っていかなければならない課題であり、このたび法律改正も行われ、国だけではなく、各地方自治体にも支援に努めるよう対象に加えられました。これまでは地方自治体の取組がまちまちであり、地域格差が生じていたことから、法改正を受け、その解消が期待されているところでもございます。

そこで、法改正からまだ半年しか経過はしていませんけれども、これまでの本市の取組状況を踏まえ、今後の支援の在り方について再質問をさせていただきます。

この問題については、私もまだまだ勉強不足でして、法改正後の国の動き等、理解が十分ではなかったものですから、知り合いの国会議員の事務所を通じてこども家庭庁のほうから資料や情報をいただきながら、再質問を改めてさせていただこうと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず1点目ですけれども、福岡県において令和2年と令和4年度に実態調査が行われました。それを受けて、市の取組状況は何か変わった点があるのか、またその調査結果として132件、また131件の報告が上がっていますが、本市において相談事例はあったのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 令和2年度、令和4年度の福岡県の調査におきましては、県内の要保護対策地域協議会に対しまして実施されました。令和4年度の調査におきましては、本市ではヤングケアラーと思われる子どもは5件で報告をいたしております。令和5年度から実施しております家事や育児などをサポートする子育て世帯訪問支援事業の制度設計におきまして、このヤングケアラーのご家庭も対象にその後いたしております。

また、相談事例に関しましては、学校から気になる児童としての情報を受け、主に子育て支援課で対応いたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 事例についてはよく分かりました。

それでは、しっかりとした支援につなげたのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 対応につきましてですけれども、各ご家庭の状況も様々ですの

で、一概に申し上げることはできませんけれども、児童の話や学校の情報を基に状況の確認と実態の把握を行いまして、ケース会議、関係課、関係機関との情報共有、家庭訪問などを実施し、何に困っているのか、何が問題なのかを検討し、適切な支援につないでおります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） それで、相談を受ける際の様々な相談方法があると思うんですよね、学校からとか、電話とか。そういったときに、もし受けた場合、何か一元的な専門部門や窓口等は何か決まっているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 相談を受ける際の窓口でございますけれども、学校であったりとか、そこそこのいろいろありますけれども、総括的に担当部署としては子育て支援課のほうで取りまとめております。相談や気になる情報があつた場合は、学校や医療機関も含めて子育て支援課のほうにご連絡をいただきまして対応することといたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） そうしましたら、子育て支援課のほうで窓口としてやっているということでございますね。

こども家庭庁の資料によりますと、全国の自治体の中で相談窓口等の整備状況について聞いてありまして、まだ全国の市区町村で5.8%しか整備されていないという状況があるようでございますので、まだ太宰府の場合はそういう形で子育て支援課が窓口となっているということは、まだ少し先を行っているのかなというふうに感じたところでございました。

あとは、例えば、ちょっと学校のほうの件で聞きたいんですけども、もし学校の子どもたちを見守っている中で、ヤングケアラーもしくはその可能性があるような児童に対して、もしおられた場合、その辺学校の対応とかまた取組。一番やっぱり気になる点というのは、学校で早期発見というのも何かあるみたいでございますので、その辺は学校としての取組は何かされているか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 教育委員会としましては、ヤングケアラーであると思われる児童・生徒を把握した場合は、早急に関係機関等と連携し、必要な支援につなぐことが重要であると考えております。小・中学校においては、児童・生徒本人からの相談はもちろん、日々の児童・生徒の様子を観察、あるいは生活ノートの記述内容、毎月行っております生活アンケート等によって、ヤングケアラーに気づく取組を行っております。

また、児童・生徒自身あるいはその家族がヤングケアラーであることを認識していない場合がありますので、校内にヤングケアラーに関するポスターを掲示したり、リーフレットを配布したりしております。

学校においてヤングケアラーを把握した場合は、先ほどの回答にもありましたが、担当部署である子育て支援課に連絡するとともに、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧めたり、学校に配置しておりますスクールソーシャルワーカーが家庭と関係機関とをつないだりして、必要な支援を講じていくようにしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 学校の取組についてはよく理解したところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、こども家庭庁も言っておりますけれども、やっぱり何よりも早期発見が大事ということで、発見することで、その子に合った支援に合わせていろいろな形の支援ができると言われておりますけれども、そこで県も実態把握するため調査されていますけれども、今後は本市においても実態把握の調査をする必要があるというふうに私自身は思っておりますけれども、今後その予定はあるのかどうかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 早期発見は大変重要であると考えておりますので、福岡県、また近隣の状況も確認しながら、今後調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） これもこども家庭庁の資料を見ると、今徐々に増えてはいるんですけれども、令和4年度が1,741自治体のうち215自治体、令和6年2月末で1,741自治体のうち367自治体がされているわけでございます。だんだん増えてはいますけれども、まだ全体で見ると20%ほどしかないんですよ。だから、実態調査もやり方等もいろいろあるかもしれませんが、それについてはまたこども家庭庁のほうからのいろいろな形の部分について、また関係しながら、ぜひこれ進めていただきたいというふうに思っていますし、実際、令和6年度の当初予算においても実態調査をするための予算が上がっていますから、そこも含めて活用しながら進めていただきたいと、私はそういう認識でおりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、先ほど教育部理事のほうからも話がありました、校内でポスター掲示とかそういうこともやっているという話もございましたけれども、まだまだ広まってないということで、認識、理解を高めるために広報啓発活動への取組についても、こども家庭庁のほうも推進をしているところでございます。支援を進めていくためには、周囲の大人等がまず理解を深めて、また学校においても生徒たちにヤングケアラーの認識を高める教育も必要であると。また、啓発活動から社会の認識を高めることで、必要な支援につなげることが必要であるということでございます。

地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的、積極的な広報

啓発の実施を検討するよう、これもこども家庭庁からも下りてきているとは思いますが、今後広報啓発に当たって市として取り組む予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ヤングケアラーの早期発見について、認知度を上げることも大変重要と考えております。現在も行っておりますけれども、ポスターの掲示やリーフレットの配布、あとホームページ、広報において周知啓発を進め、さらに関係課、関係機関と連携を密に行いまして、社会全体でヤングケアラーを支援する体制づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） これもこども家庭庁によりますと、令和4年度から令和6年度の3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の集中取組期間に捉えられて、まずは中高生の認知度を5割を目指して啓発活動を実施し、推進していくということを言われておるところでございます。そういった形で、既にポスター、リーフレット等をまずは活用していただいているということですから、それを踏まえて、また一般の市民に対しても伝わるような形の広報啓発活動を行っていただきたいと思いますので、今後とも、これはお願いでございますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

あと、現在福岡県と各自治体、特にここは筑紫地区がありますので、筑紫地区における何か認識を深めるための連携等々、何か行われていることがあれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 認識の連携といいますか、支援に際しましてですけれども、転入転出等々ございますので、その方の支援が途切れないように、福岡県や筑紫地区を含む他の自治体との情報共有を図って、案件によってはその自治体とケース会議などを実施いたしております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 今支援についての連携という形で言われました。それも非常に大事なことだというふうに思っておりますけれども、私、この問題をずっと最近考えておりまして、ちょっと気づいたことがございまして、これは勝手に個人的な見解を述べさせていただきたいんですけれども、先ほども言いましたけれども、高校の関係でいろいろな話を聞くという話をさせていただきました。そういった意味では、今非常に高校の生徒、特に県立学校に通っている生徒について、一部どうしてもヤングケアラー、またそれに相当するような生徒というのは、所得が低かったり、そういう家庭も多いかというふうに思っております。だからこそ、私学に行くよりも県立高校に行く子どもたちが多いのかなというふうな、私、勝手にこう思って

いるんですね。その可能性もあるなど。

そういう面から見ると、高校については県のほうの教育委員会のほうの関係になると思いますけれども、ここは第5学区でございまして、第5学区の県立高校にほぼ筑紫地区の子どもたちは行っているわけですから、県のほうも把握するための調査等々もされるとは思いますけれども、その辺で県レベルで網をかけて、県と県立学校との連携をしながら早期発見に努めると。あわせて、市は市で、例えばそういう可能性のある子どもたちの情報は持っているわけですから、その辺、県立高校から情報が上がってきて、県のほうと市が連携しながら早期発見に努めるとか、そういうことはできないのかなと。筑紫地区においても、お互いに市民交流があるわけですから、その中から何か発見につながるような連携は取れないのかなというふうに今勝手に考えたところもあります。

もしそういうことが何か、勝手に考えたことですが、何かできる可能性はあるのかなとか、県との連携、また筑紫地区の連携でそういうことはあり得るのかなと思って、今質問させていただきますが、それについて何か回答があれば、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 市内の小・中学校の連携につきましては、十分取りながら把握には努めておるところです。中学校から高校につきましては、実は中高連絡会というのが県内で学区ごとに行われておりまして、全てのことを伝えるわけではございませんが、その生徒の置かれている状況といいますか、高等学校に行っても十分配慮していただきたいこととか、そういったことについては、そういう連絡会においてきちっと連携、連絡をして、支援がつながるようにしているという現状はあります。これは、私立の学校についても同じように連携をしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 分かりました。よろしくお願いします。

それで、次に今後の支援に向けた取組についてちょっと質問させていただきたいと思ひますが、6月の改正を受けて半年がたった状況でございしますが、具体的な支援策について何か国からの指針等は示されているのか、その辺お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 国から具体的な支援の在り方については、ヤングケアラーの把握や支援等について示されております。今後とも関係課、関係機関連携し、早期発見と適切な支援や制度につなぎ、継続的な支援に努める体制づくりを図ってまいりたいと思ひしております。

以上でございします。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 私も昨日、こども家庭庁のほうからこの話を聞きまして、確かに8月の頭にしっかりと施行通知を下ろしているということを話を伺いました。内容についても、全ての自治体を対象とした自治体説明会を開催し、内容について説明、当初予算に計上した予算事業についても案内したということでございます。

今、国会のほうにおいては令和6年度の補正予算の審査が行われまして、来週中には補正予算が可決されるということでございます。その補正予算の中にも、また同じような形でヤングケアラーについての予算、細かいことはまだ言えませんが、実態調査について少し厚い補助の関係もついておりますので、決まりましたらその辺も、こども家庭庁のほうも決まりましたら、またしっかりと各自治体に下ろすということですので、その辺またしっかりと活用していただきながら進めていただければというふうに思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

今聞いてきた以外で、今後法改正を受けて市がしなければならない支援の在り方、今検討段階でも結構ですので、何かこういう支援ができるということを検討されているのであれば、お答えをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） ヤングケアラーの問題につきましては、社会的にも十分認識されていなかったり、保護者や本人が気づきにくく、表面化しにくい問題であると考えておりますので、まずは市民に広く周知をいたしまして認知度を高める広報活動と併せまして、悩みを持つお子さんそれぞれの状況に応じてお一人お一人どのような支援が必要なのか見極め、適切な機関につなげるための細やかな体制の整備が重要であると考えております。引き続き国や県の状況を見据えて、実態把握に努めるとともに、早期発見の支援体制充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 今後実態調査、実態把握の調査や啓発活動が広まって認知度が広まれば、なかなか難しい点もあるかもしれませんが、相談件数も増える可能性もありますし、支援をしなければならない子どもたちも増えてくる可能性もありますので、そういった場合、しっかりと対応を今後ともしていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、これが全国の自治体から見ると、まだまだこれからスタートする自治体が、本格的にですね、多いと思いますので、太宰府市においても他の自治体に負けないような形で、子どもたちのために支援に努めていただければというふうに思っています。

それで、まとめに入らせていただきますけれども、ヤングケアラーの問題については非常にデリケートな問題であり、支援を求めたくても、個々の家庭の問題のことであり、他人には知られたくないということもあって表面化しにくい、難しい課題でもあります。しかしながら、そのような子どもたちが他の生徒と同じように学生生活を送りたくても、十分にできない環境

にあり、それだけでなく、この世代に大事な友人との交友関係を築くこと、また一番心身ともに成長する大事な時期に、睡眠不足等から体調を崩す、また発達に影響を及ぼすなどの可能性があります。

これから将来を担う若者たちがヤングケアラーになった場合、自らの夢や希望を諦めざるを得ないケースも想定されます。そのような状況になる前に、早期発見による支援が必要であり、当然支援が必要なケアラーには、役所を含め関係機関、そして社会全体でサポートする体制整備が必要でございます。

今後、本市においてもそのような子どもたちを取りこぼすことなく、切れ目のない支援を行うための体制づくりにも、力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思っております。そこで、ぜひ市長におかれましても、来年度の施策の一つとして、施政方針にもこのヤングケアラーへの支援を加えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後、市長にヤングケアラーについての認識や今後の支援策の推進について見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまで陶山議員の問題意識をお聞きをしております、改めて私も勉強させていただいたところであります。CMなども放映もされていまして、そのようなケースがあるやもしれないと、また昔なども含めて、我々が子どものときも含めて、そうした家庭もあったかもしれないわけでありまして、最近でももちろんそうした家庭があるだろうという中で、何よりも我々として子どもまんなかという施策を重点に置いておりますし、先ほど来話しておりますように、子どもたちの居場所なり出番、こうしたことをつくっていくということを総合戦略などでもうたってきましたので、そうした中で、まさしくこのヤングケアラーの問題は、そうした子どもたちのある意味、居場所をなくす、出番をなくす、そうしたことにつながりかねないと。子どもがやはり真ん中にいない状況になっていると、そのような状況であろうと思いますので、これは市なり国なり県なり大人なり、こうした子どもたちのサポートを我々として責任を持って行っていくことは重要なことであろうということを、改めて認識をいたしました。

例えば孤立・孤独対策とかひきこもりとかそういうこと、不登校の問題とか、こういうことはこれまでも様々なアンケートなど進めてきたところでありますので、もう少し幅を広げて、このヤングケアラーの問題についてももっともっと、人数は多いはずですので、そうした観点で網を広げてといいますか、アンテナを高くして、こうしたまずは現状把握、そしてそうした方々の、そうした子どもたちの、若い人たちのサポートをしていくということを、来年度の新たな施策にも加えていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 市長、ありがとうございました。今後ともヤングケアラーの支援を本

市でも推進していただきますようよろしくお願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで16時まで休憩します。

休憩 午後3時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

1件目、社会福祉協議会の福祉バスの利用につきましてお尋ねいたします。

社会福祉協議会の福祉バスについては、老人会やボランティア団体などが研修やバスハイク等に利用しております。しかし、近時、予約申込みをしても取れないというケースが出ておまして、企画を諦める自治会や老人会もあると聞いております。特に、出歩くことの少ない高齢者にとりまして、知見を広め、フレイルの予防に外出企画は非常に大事だと考えることから、まず福祉バス設置の目的と利用の現状、現在の予約困難な状況を引き起こしていると考えられる要因、そして利用改善の方向性について伺います。

2件目、犬、猫の管理について。

ペットとしての犬や猫は、家族の一員として扱われるほど家になじんでおります。他方、ウイルスが人間に深刻な影響を与えたり、ふんの処理、あるいはその繁殖により、人間の社会生活にとってマイナスの側面も認められます。ペットとしての犬、猫の管理について、市の対応を伺います。

なお、同会派の徳永議員が、ペットとしての猫について質問をされておりますので、私は犬に重点を置きまして、その管理について伺います。

まず、福岡県の本年7月の発表によりますと、令和5年度内の県内の動物愛護センター等で収容された犬、猫のうち、譲渡可能な犬、猫の致死処分が初めてゼロになる見通しとのことです。この点につきまして、本市の見解を伺います。

次に、犬、猫のマイクロチップ装着について伺います。

なぜこのマイクロチップ制度が導入、令和4年6月1日から導入されておりますが、導入されたのでしょうか。また、制度内容はどんなもので、その普及率。そして、犬猫販売業者においてはマイクロチップ装着が義務化されておりますが、家庭で飼育されている犬、猫については努力義務となっております。ペット管理を推進するための方策としては、飼育家庭にどのような働きかけをされているのか。福岡市は、このマイクロチップ装着について補助、助成をして

おりますけれども、本市はなされておられません。なぜでしょうか。

次に、狂犬病予防接種について伺います。

狂犬病予防法による予防接種の義務内容はどんなもので、予防接種率はどのくらいありますか。

ワンヘルスは人獣共通感染症という観点から人と犬の関わり方について、環境省は動物販売業者の飼育飼養衛生管理、マイクロチップ管理、動物所有者への周知、厚生労働省は犬の狂犬病ワクチンの接種や市町村登録の義務化、農林水産省は犬等の輸出入検疫を取り上げております。この観点から、予防接種は犬所有者の個人責任にとどまらないと思いますが、市の見解を伺います。

最後に、景観と犬のふんについて伺います。

犬のふんの放置が景観に与える影響は大きいと思いますが、いかがでしょうか。また、その対策について伺います。

以上2件について伺います。再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 1件目についてご回答いたします。

太宰府市社会福祉協議会では、地域福祉活動及びボランティア活動等の増進を目的として、自治会や福祉団体等が行う高齢者、障がい者及び子育て支援に関する活動や小地域福祉活動等に対して、社会福祉協議会が所有するマイクロバスの運行を行っております。令和5年度の利用の実績としましては約160件、1,000時間の運行となっております。

福祉バスは年間を通じて利用できますが、外出がしやすい秋の行楽シーズンなどは、議員ご指摘のとおり予約申込希望が多い傾向があり、特にコロナ禍明けで活動が活発となっている昨今は、日程が重なることが理由で運行予約をお断りすることもあると聞いております。

本市としましては、地域における高齢者をはじめとした様々な福祉の推進のために、市民サービスの一環として福祉バス運行の支援を行っているところであり、今後の申込件数の増加に伴う対応につきましては、先進地事例等を参考に社会福祉協議会と協議してまいります。

あわせて、福祉バス以外の高齢者に対する様々な外出支援につきましても、引き続き検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

福祉バスというのは、高齢者にとりましては非常に大事なものになっております。皆さんもご存じのとおり、運転免許証を返納したり、それもありますけれども、もう私自身が言うのも変ですが、75歳を超えるといろいろな形で外出が難しくなっております。集団で仲間でお集まりの皆さんと一緒に研修をすとか、あるいは老人クラブ、あるいは同じ自治会のメンバーで研修を組むといったときに、今まで福祉バスというのは非常に便利で快適なものとし

て利用されてまいりました。

この福祉バスが、言うなれば市民社会、特に自治会との関係においては非常に、今まで車を使ったり自由に出歩いていけたところが困難になった方々にとっては、非常に福祉的に重要なものだと考えております。

そこで、先ほどご説明の中にありましたけれども、もちろん秋に利用率が高くなっていくというのは、これは春先の花が綻び始める頃に行かれる、そういう方もたくさんいらっしゃいます、この春と秋というのは非常に毎年利用者が多いところですが、この時期になっただけでバスが利用ができなくなってきたのかということは、基本的な疑問でございます。この点はいかがにお考えでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 先ほどご説明いたしましたけれども、コロナ5類移行により市民活動がより活発化したということが原因の一つとして考えられます。また、今年は猛暑が非常に続いたために、涼しい期間が短く、秋口の活動に集中したのではないかと推測しているところでございます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか普遍的なお答えだったんですけれども、1つは、コロナ前でも同じような年代の方々は秋にも春にもお出かけになっていたいらっしゃいましたし、その意味合いでいきますと、コロナが明けたから突然利用が阻害されたといったことは、ちょっと考えにくいような気がいたします。確かに今年の夏は暑うございましたから、涼しくなって、今どきだということで、これは季節性のものであるかもしれませんね。

ただ、私は正直言って、それまで福祉バスとして利用できたところに人々が殺到したということなんですが、この殺到したという方々に高齢者以外の方がいらっしたんでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） 福祉バスをご利用されている団体ですけれども、主に長寿クラブ、各区の福祉部、ひまわり会、福祉団体、民生委員児童委員協議会などいろいろな世代の方がご利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうなりますと、これはもともとそういう方々が出かける機会というのが、今の時期になると先細りをしたというふうな捉え方になりますけれども、そうなりますと、むしろ逆に、もっと平板に申し上げますと、それだけの需要者のご希望がかなえられるような足、いわゆる福祉バスの利用というのが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） これから高齢化率もまださらに上がっていくということを考えられますと、ご利用の希望が増えていく可能性はあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） そうしますと、今社会福祉協議会で用意されているバスについて、運転手さんがついてというそういう利用の手段があるわけですが、この利用手段を拡張して、機能を拡大して、皆さんのご希望に応えるということは可能なんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 福祉課長。

○福祉課長（山崎 崇） バスを増やせないかというところなのかなというふうに思いますけれども、現在のところバスの増台、台数を増やすということについては想定はしておりませんが、今後の運行状況を見ながらということになると思われま。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） いろいろ財政的な問題があろうかと思えますけれども、客観的に申しますと、先ほど利用されている方々の仮にパイが大きくなっていくという形になりますと、その方々の需要を満たさないということは、それはそれでかなり福祉についてマイナスの側面になっていくということだろうと思えます。このあたりはぜひともご検討をお願いしたいと思えます。

では、次の2件目をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 2件目についてご回答いたします。

福岡県では、福岡県ワンヘルス推進行動計画及び福岡県動物愛護推進計画において、人と動物が共生できる社会の実現を目的として犬、猫の致死処分ゼロを目指し、様々な取組が進められております。

県内の譲渡可能な犬、猫の致死処分頭数の推移であります。福岡県のホームページによりますと、平成30年度に950頭であったのが年々減少傾向で推移し、令和5年度の速報値でゼロを達成する見込みとなったことが公表されております。

本市の犬、猫の致死処分ゼロに向けた取組といたしましては、ホームページ、広報紙等による適正飼養の普及啓発に加え、令和2年度から不妊去勢手術費の補助事業を開始し、飼い主がいない猫の繁殖を低減させることに取組を広げ、これまでに合計で79件の交付を行っております。この飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を実施することで、新たな繁殖を抑制し、猫の数を増やさないことが猫の致死処分数の減少にも有効であると考えております。

次に、令和4年6月1日に動物愛護管理法が改正され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着、登録が義務づけられました。このマイクロチップ

の装着により、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害等によって飼い主と離れ離れになったときに、マイクロチップの番号から登録情報と照会することで飼い主に連絡することが容易になり、また所有者情報が明らかになることで、飼育放棄を抑止する効果にも期待できるものと考えられております。

犬のマイクロチップの普及率ですが、国のマイクロチップ情報登録システムから推定すると、本市は12月現在で約23%となっており、全国平均の2割を上回っている状況でございます。また、ペットショップ以外の家庭飼育の犬、猫への普及につきましては努力義務ということから、今のところ助成等を行っておりませんが、他の自治体の取組等について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、狂犬病予防法により、犬の飼い主には飼い犬に生涯1回の登録と、生後91日以上の子犬は毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、そのことを証明するための鑑札と注射済票を犬の首輪等につけて管理することが義務づけられております。

本市といたしましても、福岡県ワンヘルス推進行動計画の下、人獣共通感染症対策として狂犬病予防接種の普及促進に努めており、接種率の向上を図ることを目的に、毎年福岡県と連携して市内の公民館等を巡回する集団接種を実施しております。

狂犬病予防注射の周知につきましては、厚生労働省が毎年4月から6月を狂犬病予防注射月間と定めており、本市におきましても広報紙やホームページ、また公共施設や各公民館等にポスターを掲示するなどの広報を行うとともに、毎年集団接種の時期に合わせまして、犬の登録者に対して集団接種の日程を記載した申込書を郵送するなど、周知の徹底を図っているところであります。また、毎年12月には狂犬病予防注射の未接種犬の飼い主に対し通知を行い、狂犬病予防注射の接種率の向上に努めております。昨年度の実績では、集団接種が約500頭、個人接種が約1,900頭の合計で約2,400頭が接種済みとなっております。

最後に、多くの観光客が訪れている大宰府政庁跡や水城跡などの史跡地に犬のふんなどがあることは、観光地としてマイナスのイメージをつけかねない事態であるということは認識しております。こうした犬のふんの問題につきましては、一人一人が飼い主としての責任を自覚することが大切であることから、広報紙やホームページなどへのマナーアップに関する記事の掲載や、狂犬病予防集団接種の際に犬の飼い方のチラシを配布するなど、啓発活動に努めているところであります。

今後につきましても、犬、猫の飼い方マナーにつきましては、様々な機会を捉えながら啓発を進めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

保護猫の処分とその保護ということにつきましては、徳永議員のときにいろいろご説明をいただきましたので、ここではちょっと省かせていただきます。

マイクロチップの装着ということでございますけれども、マイクロチップを装着することで

具体的にどういう利便性があるのか、もう一度ちょっと説明をしていただけませんか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害で飼い主と離れ離れになったときに、マイクロチップの番号から登録情報と照会することで、すぐに飼い主と連絡することができるといった利便性がございます。それから、所有者情報が明らかになっておりますので、飼育放棄を抑制する効果も期待できると考えております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 飼育をされ始めた猫も含めて、犬というものが家族と同じような形で、言うなれば戸籍みたいなもの、犬の戸籍みたいなものがつくられているというふうな受け止めておりますけれども、多分これは、実をいいますと狂犬病予防のときに予防接種をした犬がいた場合に、どの犬が持っていたかという登録が分かれば、その周辺にいる犬、地域というものを探索して、狂犬病予防のほうの後の事後的な救済にかかっていったときに、相当強力なものになるのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員おっしゃられたとおり、狂犬病予防注射接種済み、接種していない、そういったものも一元的に管理しておりますので、このマイクロチップの制度が拡大していくことは、そういったことにも資することと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） そういたしますと、犬、猫といいますか、ペットと人間との生活環境が密接になってくるということは、単に行方不明になった猫を搜索するとか、そういったことだけではなくて、人と同じような生活環境がこのマイクロチップによって保障されると、そういうふうなことだと理解いたします。

そうなりますと、本来からいえばマイクロチップの装着率というのは、例えば人間でいきますと生まれた瞬間に戸籍の登録が行われますが、それと同じような形で、犬、猫も本来はマイクロチップで、この犬がどこのご家庭に飼われているペットなのかということが分かれば分かるほど、社会としての管理といいますか、そういうことに非常に寄与する話になってくるかと思えます。

そうなりますと、20%前後の装着率というのは、やや少し少ないのではないかと、もう少し装着率を上げたほうがよろしくないかということになってまいりますが、福岡市がこのマイクロチップの装着につきまして補助金を出しているというのは、そういう方向性で私は理解がいくんだと思っておりますが、この点はいかがご理解でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 福岡市では、福岡市民が福岡市内で飼育する犬や猫にマイクロチッ

ブを装着する場合に、その費用の一部について1,500円を上限に補助されております。議員おっしゃるとおりの趣旨の下に行っていると考えられますけれども、私どもも近隣の自治体等を参考に、今後マイクロチップの補助金の制度について調査研究したいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

これとよく似た関係なんですけれども、狂犬病予防法の予防接種につきまして再度伺います。

今あまり聞かないですね、狂犬病を発症したというのは。実はいろいろな形でウイルスを媒介とした感染症といいますか、それが頻発し始めまして、いろいろ言われております。たまたま今回はこれ、犬を媒介とするウイルスによる発症なんですけれども、これも犬のほうの登録のほうはあれなんですけれども、1年に一遍の接種を義務づけるというよりは、努力義務かと思えますけれども、この1年に一遍の接種というのは義務づけになっていますか、それとも努力義務になっていますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 1年に一度の接種は義務となっております。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そうしますと、先ほど来少し申し上げたところなんですけれども、人間と犬、猫との関係が日常の生活においてこれだけ密接になってくると、先ほど戸籍としてのマイクロチップを少し申し上げましたけれども、ウイルス罹患という形で考えていくと、特定の原因がどこにあるかというのを、マイクロチップの記録というものが整理されていますと非常に探査が早くいけると思えます。ワンヘルスという観点からすると、これも強力に推し進めていただく必要があろうかと思えますけれども、これ、予防接種をしなかったというのはどういう形で発見されるのでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 狂犬病の予防接種は、集団接種、それと病院に行ってください接種がございます。集団接種はもちろん市が主催で行っておりますので、接種された犬は把握できますし、病院で接種された犬は病院のほうから連絡がありますので、それで接種した犬というものを把握している状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

それであれば、これをマイクロチップと同じような形で情報が取り入れられるのであれば、同じような把握の方法は可能かと思えますので、そのあたりも少し考慮をされるといいのではないかというふうに考えます。

それで、最後に犬のふんについて伺いをいたします。

猫は、飼い猫も自由にお隣の庭に臭い物を置いていくことはありますけれども、歴史

の散歩道とか、あるいは観世音寺とか、あるいは政庁跡とかといわれるところで、時々私も踏むんですよ。それで、あら、こんなところにあるなと思うんですが、これはちょっと観光客にとってはやっぱりマイナスイメージかなというふうに思います。特に、春と秋は皆さんどうしても外への活動が盛んですから、散歩している最中にそういうのにぶつかったら嫌だなと思うことがたくさんあると思います。

なかなかこういう方々といいますか、ふんを放置していかれる方をまずは捕捉することも難しいですし、仮に見かけても、どういう注意をしたらいいのかが分かりにくいと。これ、何か軽犯罪法とかそういう形の刑罰的なものがございますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 犬のふんに関しましては、太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例第3条第3項で、飼い主は、畜犬が道路、公園、広場その他の公共の場所または民地においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならないと規定しております。ただ、罰則規定に関しては設けられていない状況です。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 難しいなと思うのは、犬の散歩が時間的に早くなっているんですね。あるいは夜遅くなっているんですね。つまり、皆さん明るいところでは犬の散歩を連れていかないというケースがある。明るいところで犬の散歩を連れていかれる方は、必ずちゃんと袋を用意されていて、ちゃんと始末をされます。恐らく私がうっかり踏むというのは、多分もう誰もいないところで、誰も見ていないだろうということで連れていかれる方の件だと思うんですけども、これを何とかしたいと思うんですけども、最近ふっと歩いていて気がついたことですが、昔はよく個人のお宅のところとかいろいろなところで、ここで犬のふんをさせないでくださいとかという小さな看板とか警告文が幾つも目についたような気がしますけれども、それが最近は見ないんですよ。それで、これは何か市のほうで指導をされたとかというそういうあれはあるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤政吾） 今議員さんおっしゃったような市のほうで云々というのはございません。今でもふん放置禁止の看板につきましては、市役所環境課のほうでラミネートいたしまして、希望者、市民の方にお配りしている状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか有効な対策は打てないということですね。ただ、どうでしょうね。これはあくまでも私の個人的な見解ですけども、もう少し何か犬の所有者が、あ、これはまずいと思われるような看板ができないかなと思います。

こういうことを言っていていいかどうかちょっと分かりませんが、私がたまたま宝満山のヒキガエルに関わっておりますので、これはどこでしたか、長野県でしたかね、道路標識としてカエルの、よく高速道路の辺りにはイノシシとか鹿の、ここは出ますよという看板がございすけ

れども、そこではカエルがぺたっとタイヤの痕がついて平たくなっているという、そういう看板がかかっているところがございます。そういう少しユーモアめいたところで、何か犬のふんのここは駄目ですよというふうなアナウンスができればいいのかなという気がいたします。

最後に、私どもの生活というのは、先ほどの高齢者の問題もそうですし、それから犬や猫を介して皆さんと一緒に生活をしているという点でも同じですけれども、相互に絡み合っておりまして、私知らないよという形で放置することは許されない、そんな社会になっていようかと思えます。

そこで、市としましてもそういう社会をつくっていただきたく望んでおりますけれども、最後に市長が見解があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの高齢者の件も、私も改めて、バス問題に限らずですけれども、様々なニーズがある中で、最近市としても小型バスをいろいろな理由で手放しましたけれども、やっぱり厳然として今運転手の問題もありますが、必要な部分にどれほど公共的に我々として手当てをしていくかということ、まだまだ課題があるということを改めて気づかされたところであります。

また、犬、また猫の問題につきましても、私も子どものとき犬も猫も飼ってございましたけれども、当時はそこまで管理といいますか、個々に任せられていて、私もそこまでの厳密な飼い方をしていたかはちょっとじくじたる思いがありますけれども、今となっては、人間社会にとって欠かせないパートナーでもあるでしょうし、家族同然に生活をされている方も多くおられるのは認識をしていますので、そうした中で人間社会、また地域社会の中で、自治体としてどこまでこうした犬の飼い方、猫の飼い方、動物との付き合い方、また伝染病なども非常に社会を脅かす課題でもありますので、ワンヘルスの問題なども含めまして、やはり我々として、市としてどこまでこうしたことに主体的に関わっていくかということを改めて整理をして、こうした指摘に対するお答えを見つけていきたいと思ったところであります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 4 番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時37分

~~~~~ ○ ~~~~~